

大浦天主堂藏唐文禁教榜辨釋

發表者 いしるのぞむ

平成二十一年五月十六日自印

概要

「南蠻醜類榜」の來歴と行方を追ふ。延寶三年(西暦1676)撰で、榜木が唯一現存する。

現所在は大浦天主堂附設舊羅典神學校(重要文化財)で明治初期の高札として展示中。

用途は一、厲禁時代末葉の延寶三年から徳川後期まで唐船上で読み上げ。

二、延寶三年から唐館創設前まで三唐寺に同文を掲示の可能性あり。

有効期上限は少なくとも寶曆・明和の間まで(西暦十八世紀後半)

有効期下限は否定理由が無いがぎり安政六年最後の信牌唐船入港まで。

類似榜は興福寺藏榜と羅山撰榜。いずれも寫本・刊本のみ。

唐文原本は、大浦藏の南蠻醜類榜のみ。

価値は長崎奉行所文書群(重要文化財)の中に入れても最上等。

前言

長崎には天主教基督敎關聯の漢文史料及び唐館關聯の唐話唐文史料多數を藏する。藏館は長崎純心大學博物館・長崎歴史文化博物館・長崎大學經濟學部醫學部等である。純心大學とも關聯の深い大浦天主堂敷地内の舊羅典神學校には、類の無い唐文榜木が展示されてゐる。展示では「浦上四番崩れ」と題し(平成二十一年四月十一日最終確認)、明治初年の禁教札としてゐるが、趣旨文體を一瞥すれば凡百と異なる特殊の榜文であり、長崎の唐人に示したものと即斷できる。「和漢寄文」開卷劈頭に同文が收められてゐるが、榜木の原物が大浦に現存してゐることは全く知られてゐない。榜文第一條の「南蠻醜類」の語が唐人の耳に印象を留めた事例があるので、今これを「南蠻醜類榜」と命名する。唐人貿易關聯文書の多くは國家重要文化財に指定されてゐるが、この榜文は唐館創設以前のキリシタン厲禁時代から續く論告の現物なので、關聯諸文化財の龍頭を占めるにふさはしい。重要文化財に指定するのは當然で、中でも最上等品に屬する。本發表では原文を掲げ和訓を附し、その來歴について考辨を加へる。

發表題の「唐文」とは、唐話と漢文との中間的文體を指す。近時は吏牘體と呼ぶ研究家が多いが、漢唐の吏牘とは別の文體である。元明清朝でも決して小吏の案牘に止まらず、王侯將相の間の公文や大明律・皇帝實錄などにまでこれを用ゐる。よって今回新たに命名した。漢文を基本として、元明清朝の官衙文法を交へ、時に唐話をも交へる。丁度吾妻鏡體漢文と平行する大陸近世風の公文體である。東洋史學の定説に「唐宋變革」の論が有り、唐代以前の文明を承け繼ぐものは傳統的に「漢」と呼ばれ、宋代以後の俗文化は傳統的に「唐」と呼ばれる。よってかく命名する。

原榜文

(大浦天主堂附設羅典學校藏榜木、原木に句讀點無し)

諭唐山併各州府船主及客・目梢等知悉。

一。南蠻醜類、妄以曾種耶穌爲立天主教、煽惑民、倡邪逆正、罪惡滔天、難以備述。由是本朝歷年嚴加杜禁、勦絕其黨。向有竊附商船而來者、悉經罪誅、仍革阿媽港發舟通商、實爲除其根苗。茲爾唐山及各州府商船、輻輳長崎、計已有年。互相貿易之道、市賈之便、各宜慎守爾分、入國知禁。恪遵法禁、勿致毫犯。倘有藏匿邪黨而來者、不獨誅其原惡、禍延船衆、合行同罪。聞若知情出首者、非啻免罪、另行厚賞。

一。天主教詭謀百出、恐爲敷教貽害之便、密附妖書器物之類。隱藏載至者、原惡處罪有科、仍又將船滅壞、沒其貨物、必不纖容。聞若稍知而出首者、無論同惡同黨、合炤輕重行賞。

一。各船人衆中或有密受蠻惡賄賂、謀合妖類、誘學唐話、使着唐衣、混載而來、事或有之。爾船主等、合就彼地預先查詳。設有一二不週、誤載而來、及至洋中知覺、續到長崎之日、宜當速首。則不論同謀及船衆等、暨恕其罪、併行重賞。

以上條款、特遵上令、就委通事等傳示嚴諭若是。爾諸港來商、各宜知慎、毋違毋忽。右諭知悉。

和訓文 (いしゐ製)

唐山併びに各州府の船主及び客目梢等に諭して知悉せしむ。

一。南蠻醜類、妄りに曾種耶穌を以て偽つて天主教を立て、法を煽し民を惑はし邪を倡へ正に逆らふ。罪惡天にはびこり、以て備さに述べ難し。是れに由り本朝歷年嚴しく杜禁を加へ、其の黨を勦絶す。向きに竊かに商船に附して來たる者有り、悉く罪誅を経て、なほ阿媽港の發舟通商を革す、實に其の根苗を除かんが爲めなり。茲に爾ち唐山及び各州府の商船、長崎に輻輳すること計れば已に年有り。互ひに相ひ貿易するの道、市賈の便、各々宜しく慎しんで爾が分を守り、國に入りては禁を知り、恪しんで法禁に遵ひ、毫の犯すを致す勿るべし。倘し邪黨を藏匿して來たる者有らば、獨り其の原惡を誅するのみならず、禍ひ船衆に延び、まさに同罪を行なふべし。聞まもし情を知りて出首すれば、啻に免罪するのみに非ず、另に厚賞を行なはん。一。天主教、詭謀百出にして、恐らくは教へを敷き害を貽すの便の爲めに、密かに妖書器物の類を附さん。隱藏して載せ至る者は、原惡は罪に處すること科有り、なほ又た船を將りて滅壞し、其の貨物を沒し、必ず纖容せざらん。聞まもし稍や知りて出首すれば、同惡同黨を論ずる無く、まさに輕重に照らし行賞すべし。

一。各船の人衆の中、或は密かに蠻惡の賄賂を受くる有り、謀りて妖類に合し、誘ひて唐話を學ばしめ、唐衣を着けしめ、混載して來たる、事或はこれ有らん。爾ち船主等、合に彼地に就きて預め先づ查べ詳かにすべし。設ひ一二の週ならざる有りて、誤載して來たるも、洋中に至るに及んで知覺せば、續いて長崎に到るの日、宜しく當に速やかに首すべし。則ち同謀及び船衆等を論ぜず、既に其の罪を恕し、併せて重賞を行なはん。

以上の條款、特に上令に遵ひ、就ち通事等に委ね嚴諭を傳示せしむることは是くの若し。爾ち諸港の來商、各々宜しく慎しむを知るべし、違ふ毋れ忽せにする毋れ。右に諭して知悉せしむ。

釋語

目梢…漕ぎ手。梢船同音。通航一覽などに載せる唐文に散見し、和解では「漕者」「役者」「水手」と譯す。通航一覽第五冊卷二百四活印本頁三百十一(原出和漢寄文正徳五年)、卷二百一十一活印本頁三百八十七。曾種…番種、蠻種。

耶穌…蘇は蘇の別體である。天主教漢籍では遍くこの體を用ゐる。蘇は復活蘇生の義であるから、復活時に受難の荊冠を卸してゐたことを象徴するものか、姑く闕疑に付して他日古書を檢したい。

煽法…宗教を煽る。法は法悦や法術等、宗教を指す。もと佛教を指すが、西來の宗教は全て佛教と同じ扱ひである。

阿媽港…澳門(マカオ)。和文で俗にあまかは(天川)に作る。早い史料としては慶長初年に成った郭棻「粵大記」卷三十二「廣東沿海圖」に亞馬港の名が見える。平成十年中山大學出版社發行「粵大記」頁九百十四。成書年については同本の黃國聲「前言」等に考證有り。

阿媽…媽祖。廣州語では今でも前期「粵大記」とほぼ同じ「亞媽」(ama)の音で呼ぶ。阿媽の廣州今音は「oma」。

仍…二用法有り。第一に正則漢文では「よつて」と訓じ、「更に」の義。第二に唐文では「なほ」と訓じ、依然の義。ここは第一義である。「更に」と「まだ」とで義が轉じ易いのは、英語の「YET」と同じなので、第一義を「なほ」と訓じる方が分かり易い場合も有る。今回は「なほ」と訓じた。

革…禁といふに同じ。寛永十六十七年の間に澳門からの葡萄牙船來航を禁じたことを指す。革役・革職(職務を罷免する)といふ語も有るが、更に變化して單に禁止する義に用ゐられる。正徳新例内の「譯司與唐商條約」に曰く、「通船人衆、永革來販」「罷其生理、載回貨物、永革來販」「不許生理、永革來販」(和漢寄文卷一、活印本頁百八。又通航一覽卷百六十四、活印本頁三百七十三)と。清・李漁輯「資治新書」二集卷九「禁民刁訟」條に曰く「禁止健訟、祛革刁風」(平成十八年社會科學文獻出版社「古代榜文告示彙存」第二冊影印第五百五十四頁)と。更に「禁革」と連用すれば常見である。清・楊恩壽「詞餘叢話」卷二に曰く「關帝升列中祀、典禮綦隆、自不許梨園子弟登場搬演。京師戲館、早已禁革」(關帝、中祀に升列し、典禮綦隆なり、自づと梨園の子弟登場搬演するを許さず。京師の戲館、早に已に禁革す。「中國古典戲曲論著集成」第九集所收、昭和三十四年、中國戲劇出版社活印、頁二百六十四)と。「瓊浦佳話」卷二第四十九丁に「永遠禁革、連牌照都沒官了去」(永遠に渡航を禁止し、信牌も沒收する)と。又卷三第五十七丁に「或是減派、或者禁革、也不可不知」(或は信牌減次、或は渡航禁止かも知れなう)と。

合行同罪…同罰に處すること。同罪は同罰のこと。「合」は唐文で「まさにすべし」の訓に常用する。「行」は「合」の語尾虚辭程度の弱い作用になってゐる。長崎通商照票すなはち信牌(後述)には「合行給照」(強ひて訓讀すれば、まさに照を給するを行なふべし)と有る。

附…書信等を託すること。

通事…譯司とも呼ぶ。童華「長崎紀聞」頁三では「譯司者、通事也」と釋し、通事といふ名の方が通行であったと分かる。書目文獻出版社「北京圖書館古籍珍本叢刊」第七十九冊内「童氏雜著」所收。

校異

大浦藏本を以て底とし、左の五種の南蠻醜類榜文を以て校する。

- 一、長崎歴史文化博物館藏寫卷。長崎縣立圖書館舊藏番號一四・四一四・三六九、假題「唐貿易船主等に對する諭言三章」。裏打ちが施され、榜木との異同は極めて少ない。訓點無し。
- 二、菅(松宮)俊仍(號觀山)輯「和漢寄文」寫本所載、長崎歴史文化博物館藏。訓點有り。
- 三、「和漢寄文」活印本頁九十九所載、大庭脩編「關西大學東西學術研究所資料集刊九・二享保時代の日中關係資料一近世日中交渉史料集二」所收、關西大學出版部昭和六十一年三月發行。内閣文庫一八四・三〇二番藏寫本を底本とする翻印。訓點有り。
- 四、「長崎御役所留」活印本頁九十三至九十四所載、太田勝也「近世長崎・對外關係史料」所收、思文閣、平成十九年、内閣文庫藏寫本を底本とする翻印。訓點無し。
- 五、佚名撰「譯家必備」影印本頁二十八至三十所載、昭和五十一年、汲古書院發行「唐話辭書類集」第二十冊所收。訓點有り。

鮓は、榜木でもと左禾右魚に作る。電子字無きにより本稿姑く鮓に作る。關西大學活印寄文及び長崎博物館藏寫卷・太田氏活印本では蘇に作る。

榜木の曾種耶穌は、太田氏活印本で耶字奪し、曾種蘇に作る。

榜木の難以備述は、太田氏活印本で難以脩述に作る。

榜木の嚴加杜禁は、太田氏活印本で嚴加杜禁に作る。

榜木の發舟通商は、關西大學活印寄文及び太田氏活印本で發船通商に作る。

榜木の計已は、關西大學活印寄文で計已に作る。

榜木の貿易は、長崎博物館藏寫卷で貿易に作る。

榜木の尙有藏匿の尙は、太田氏活印本で空格一字。

榜木の間若知情は、長崎博物館藏寫卷・關西大學活印寄文で間若知情に作る。太田氏活印本で間若知情に作る。

榜木の天主教詭謀百出は、關西大學活印寄文で天主教詭謀百出に作る。

榜木の原惡處罪は、太田氏活印本で原字奪し、惡處罪に作る。

榜木の仍又將船は、太田氏活印本で又字奪し、仍將船に作る。

榜木の間若稍知而出首者は、長崎博物館藏寫卷で間若稍知而出首者に作り、關西大學活印寄文で者を奪して間若稍知而出首に作る。

榜木の誘學唐話は、長崎博物館藏寫卷・關西大學活印寄文及び太田氏活印本で誘學唐語に作る。

榜木の使着唐衣は、關西大學活印寄文及び太田氏活印本で使着唐衣に作る。

榜木の「爾船主等合就彼地預先査詳設有」の十四字は、太田氏活印本で奪す。

榜木の一二不通は、太田氏活印本で一二不通に作る。

榜木の長崎之日は、太田氏活印本で之字奪し、長崎日に作る。

榜木の暨恕は、太田氏活印本で既且恕に作る。

榜木の條歎は、太田氏活印本で歎字奪す。

榜木の嚴論は、太田氏活印本で嚴論に作る。

榜木の母違母忽は、太田氏活印本で母違母忽に作る。

「和漢寄文」の長崎歴史文化博物館蔵寫本及び關西大學活印本では返り點が附せられてゐるが、誤訓屢見で裨益する所無いので今取らない。活印本の誤訓は何人の施した返り點とも注しないが、長崎寫本と同じ誤りが多いので所據寫本は長崎と同系統と思はれる。明治維新以前の日本や清朝では漢文は母語に準じるものだったから、日本の返り點の誤謬は外國文讀解の水準の問題ではなく、國語教育水準と國民階層分布との問題である。清朝のやうに知識人と庶民との間に深い階層的斷絶が無く、水準の低い者も學問をする。ゆゑに謬解百出も怪しむに足りない。また關西大學版の和漢寄文は誤字も多い。序文中の自稱「予」を「豫」に作り、冠する義の「弁」を「辨」に作る程だから植字者の誤りだらう。長崎歴史博物館蔵の和漢寄文の序は予・弁に作る。

「和漢寄文」「譯家必備」「長崎御役所留」は他にも寫本多數各地に藏せられるが、今回は力及ばず閲覽しなかつた。

【資料一】南蠻醜類榜の和文章案

「和漢寄文」卷一、活印頁九十八。漢様顛倒字等は今書き下し、奪誤を校訂した。校記は略す。

唐商入津の節、掛け置き候ひて讀ませ候ふ簡板の案

唐國並びに諸異國の船頭・客役者・漕者どもへ申し知らしめ候ふ事

一。南蠻の惡黨、みだりに邪種の首耶蘇を以て天主教を立て、法を振るひ民を惑はし、邪宗を企み正道を妨ぐる事、其の罪天にはびこり候ふ儀、あげて述べ盡くし難く候ふ。これに依り、本朝にて累年きびしく制禁せしめ、其の黨類を滅却せしめ候へども、前びろひそかに商船も乗り來たり候ふ事これ有れば、悉く誅罰せしめ候ふ。依つてかの天川より船を仕出し渡海するの儀、停止せしめ候ふも、其の根を絶つべしとの儀に候ふ。只今唐國並びに諸異國の商船ども長崎へ來り集まり候ふ事、年久しき事に候ふ。互ひに商賈交易するの間、面々我が分を相ひ守り、國に入りては法禁を知り、謹んで制度に隨ふべし。若し邪黨を隱し乗せ來たる事これ有らば、其の本人は申すに及ばず、一船の者迄も同然なるべし。其の内に若し其の事を知り、訴人に出づれば、罪を免じ候ふ儀は申すに及ばず、厚く褒美を行なふべく候ふ。

一。天主教詭謀の儀なすべき様に、自然教へをひろめ害を残すべきため、ひそかに書籍並びに

道具の類、隠し來たる事これ有るべし。さ候はば、本人の科罪は法これ有り、其の上船をも滅却せしめ、貨物沒收たるべし。少しも容捨これ有るまじく候ふ。若し少しにても右様子を存じ、訴人に出づるに於いては、同惡同類たりといふとも其の輕重に依つて褒美申しつくべく候ふ。

一、諸船人衆の内、或は南蠻人の賂ひを受け、邪黨に合躰致し、唐人言葉を習ひ、唐人の衣服を着し、唐船に混入せしめ來たる事これ有るべし。船頭ども、彼の地に於いて前以て吟味を遂ぐべし。若し吟味に及ばずして乗せ來り候へども、洋中に於いてこれを知らば長崎に着津の節、きつと申し出づべく候ふ。同謀たりとも、一船の者ともに其の罪を赦免し、殊に褒美申しつくべく候ふ。

右の箇條は上意を奉承し通事らを以てきびしく申し渡す所なり。諸異國の商人ども、面々あひつつしみ違背無く、ゆるがせに存ずまじく候ふ。

右申し渡す趣きなり。宜しく其の意を得べき者なり。

〔解説〕 「和漢寄文」開卷劈頭では以下の順番で唐人への禁教諭告を載せる。

- 一、南蠻醜類榜の草案として書かれた候文
- 二、右草案の翻文として南蠻醜類榜の同文
- 三、寛文年間(西暦千六百六十一年より千六百七十三年まで)に江戸より下達された寛永十八年の榜示の和文
- 四、右和文榜の漢譯文

【資料二】和漢寄文所載羅山撰榜

「和漢寄文」開卷第二には「右(の)翻文」として南蠻醜類榜が載つてゐるが、今略す。第三の和文及び漢文は以下の通り。句讀點は今加へる。和文中、漢様顛倒部分は今書き下す。

御高札、眞草兩様、寛文年中江戸より差し遣はさるる寫し

定

一、きりしたんの事、罪科重疊たるに依つて、乗り來たるやから斬罪を行なはれ、並びにかれうた船渡海の儀、これを停止せられ訖んぬ。然る上は自今以後、彼の國のやから唐船に乗り來たるに於いては、其の身の事は沙汰するに及ばず、船中の者、悉く死罪に處せらるべし。縦ひ同船のうちたりといふとも、申し出づるについては科をゆるし御褒美これを下さるべき事。

一、きりしたんの書状並びにことづて物、持ち來たるべからず。自然相背くやから有らば、これ又申し出づべし。相隠し置かば其の科同前たるべき事。

一、囑託を出だし、きりしたんのやから唐船に乗り來たる事有らば、早くこれを申し上ぐべし。然らば科を宥め、御褒美の爲、其の囑託の一倍これを下さるべき事。

右、この旨を相守るべき者なり。仍つて執達すること件の如し。

寛永十八年月日

論唐船諸人

- 一。耶蘇邪徒(蠻語曰天主教)以罪惡深重故、其駕舶所來者、先年悉皆斬戮、且其徒自阿瑪港發船渡海之事、既停止之、自今以後、唐船若有載彼徒來、則速斬其身、而同船者亦當伏誅。但縱雖同船者、告而不匿、則赦之可褒賞事。
 - 一。耶蘇邪徒之書札并贈寄之物、潛藏齋來於日本、則必須誅之、若有違犯而來者、速可告訴焉、猶有匿而不言者、其罪同前條事。
 - 一。以重賄密載耶蘇之邪徒于船底而來、即可早告之、然則宥其咎、且其賞賜可倍於彼重賄事。
- 右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失。

寛永十八年 月 日

奉行 』

〔和訓〕 右漢譯の和訓文。いしゐ作成。

『一。耶蘇の邪徒(蠻語に天主教と曰ふ)は、罪惡深重なるの故を以て、其の舶に駕して來る所の者は先年悉皆斬戮し、且つ其の徒、阿瑪港より發船渡海の事、既にこれを停止す。自今以後、唐船若し彼の徒を載せて來たる有らば、則ち速やかに其身を斬し、而して同船の者も亦た當に誅に伏すべし。但し縦ひ同船の者と雖も告て匿さざれば、則ちこれを赦して褒賞すべき事。

一。耶蘇邪徒の書札、並びに贈寄の物、潛かに藏して日本に齋來すれば、則ち必ず須べからくこれを誅すべし。若し違犯して來たる者有らば、速やかに告訴すべし。猶ほ匿して言はざる者有らば、其の罪前條に同じき事。

一。重賄を以て、密かに耶蘇の邪徒を船底に載せて來たらば、即ち早くこれを告ぐべし、然れば則ち其の咎を宥し、且つ其の賞賜は彼の重賄に倍すべき事。

〔釋語〕

罪惡深重…佛教の常套語。明・釋弘瀚・釋弘裕同輯「無異元來禪師廣錄」卷十二「浮山舍利塔贊序」に「昔有人入地獄、見地藏菩薩。曰『汝罪惡深重、應墮地獄、急往鄮山、禮舍利塔、可脫此苦。』」大正新脩大藏經第七十二册第二百九十頁。

〔解説〕 この漢譯眞文字榜は元々林羅山の撰で、「羅山林先生文集」卷五十八昭和五十四年ペリかん社)にもほぼ同文が載つてゐる。ただ羅山文集は「耶蘇邪徒」を「吉利支丹」とし、また文末に

「右三章遣于長崎港、以徧告戒之」

との一句が有る。江戸での羅山の原稿にもとづくことが分かる。和漢寄文で「耶蘇邪徒」と改まつてゐるのは、「吉利支丹」を漢文として通じさせるためである。寛文年中に江戸より送致される際に書き改められたのだらう。通航一覽卷二百四(活印本第五册第三百七頁)に「貞享四年吉利支丹を耶蘇と書改め」と言ふのは、同榜の貞享四年下達に基づく論である(後述)。

日本以外の漢文には「吉利支丹」を用ゐる例を見ず、其の少しく概見するのは「契利斯當」ばかりである。左の通り。

明劉侗等「帝京景物略」卷四頁三「天主堂」の條に曰く「奉教者曰契利斯當」と。崇禎八年序、

乾隆中金陵崇德堂刊本。

明・羅如望「天主聖教啓蒙」卷上頁一に曰く「天主賜我做基利斯當」と、「耶穌會羅馬檔案館明清天主教文獻」第一冊に收める。

施若翰「天主聖教入門問答」卷下に「契利斯當章第六」が有り、崇禎十五年識語刊本、「耶穌會羅馬檔案館明清天主教文獻」第二冊に收める。

林羅山はこのやうな當時の用字を知らずに榜文を撰したのである。同時代の天主教漢文を閲覽する機會がほとんど無かつたと推測できる。

【資料二】寛永十一年長崎港禁令

「寛永十一甲戌年五月肥前國長崎港禁令」。通航一覽卷二百四。

一、西洋耶穌會人載渡日本國事。

一、日本國兵器齎渡異域事。

一、奉書船定額外日本人渡異國事。

附投化異國人準此。

右所定三章、須守禁法、若有犯、則可處重罪。施行如件。

寛永十一年五月。」

〔和訓文〕 いしる作成

「一、西洋耶穌會の人、日本國に載せ渡る事。一、日本國の兵器、異域に齎渡する事。一、奉書船定額の外、日本人の異國に渡る事。附す、投化異國人も此れに準ず。右定むる所三章なり、須らく禁法を守るべし。若し犯す有れば、則ち重罪に處すべし。施行すること件の如し。寛永十一年五月。」

〔解説〕

「事」「可」「如件」が和習だが、全體としては一應漢文たることを目指してをり、候文などの武家公文ではない。華蠻交易明細記にも同じ榜文が見える。

【資料四】延寶八年署榜

華蠻交易明細記に收める。

唐船入津度毎讀聞せ制札ノ寫

諭唐船諸人

一。耶穌邪徒(蠻俗天主教)以罪惡深重故、其駕舶所來者、先年悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止之、自今以後、唐船若有載彼徒來、則速斬其身、而同船者亦當伏誅。但縱雖同船者、告而不匿、則赦之可褒賞事。

一。耶穌邪徒之書札并贈寄之物、潛藏齎來於日本、則必須誅之、若有違犯來者、

速可告訴焉、猶有匿而不言者、其罪同前條事。

一。以重賄密載耶蘇之徒于船底而來、即可早告之、然則宥其咎、且其賞賜可倍於彼重賄事。右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失。 延寶八年八月日

〔解説〕

他に東北大學藏長崎記にも見える。「縦」は華蠻交易明細記の活印本で綴に作るので今改める。

長崎古今集覽卷四にもこの延寶八年改榜を載せ、註して曰く

「右舊記ゆゑ多寫し置く。……前の實録の文同様なれ共、日月名前等相違ゆゑ、重複を厭はずして記し置く也」(原文顛倒して漢體に擬するを今書き下す。活印頁三百二十五)
と。「前の實録の文」とは、長崎實録大成から録した貞享四年の羅山撰榜である。

【資料五】元禄二年立榜令 長崎實録大成卷十、活印頁二百五十。

御高札

一禁制三ヶ條之御高札

一諭唐船諸人 但眞文字

右之二串二之門二建

元禄二年七月 奉行

他に憲教類典二之二十二(影印頁五百十二)及び通航一覽卷二百四、神澤貞幹「翁草」卷百六十二「長崎實記拔萃」(明治三十九年五車樓書店)などに見える。「諭唐船諸人」といふ題目から見て、羅山撰榜である。

【資料六】興福寺藏漢文禁教榜文抄。

永山時英「吉利支丹史料集」に寫眞で收める。原白文に今句讀點及び括弧を加へる。行換へは寫眞に従ふ。

本寺雖屬媽祖香火道場、實乃祝

國焚脩、摧邪辨正之伽藍也。是昔起建之後、

寛永壬午十九年三月、曾蒙 鎮主馬場三郎左衛門公、轉奉

大將軍上諭、言「唐船至崎貿易、重禁者莫如邪教。仍恐唐船往來、混載南蠻惡黨之人。

况所來者不出南京福州等處、故爾三寺住持、凡唐人上岸入寺、燒香禮佛、必須嚴查、

易得辨明白。」又給此禁條、張掛在寺、永遠流傳、抄白于後。「奉

上令旨、爲禁革進南蠻廟之事(即天主教)。切見南蠻人、立心不軌、流毒四方、專行偽

教、煽惑良民、深爲可恨、罪不容誅也。今見唐船往來本國貿易、各宜恪遵

御法度、毋得違禁。今將禁欵條例、開具于后。

一、繇來進南蠻廟之人、本國原有舊禁、近今更加森嚴。稍有墮足、斬艾靡遺。
一、不許裝載南蠻和尚、併進南蠻廟之人(即天主教)。或中有夾帶南蠻貨物・違禁等件者、通船人貨、俱各勦滅、決不輕恕。但在唐山雖同謀、到日本即來出首者、更加重賞、亦免其罪。

一、密通日本進南蠻廟之人、或書信貨物、或進廟家伙等件、通船人私寄托而來之事、或船主客、或水梢、知情者速々出首、
王上重賞、雖本身或同伴出者、亦免其罪、諒其情賞之。

一、南蠻人(即天主教)或學唐人言語、衣唐人之服、混入唐人中、附舟渡海而來。大明開駕、不及檢點、裝載而來。或于洋中覺察、或抵長崎知情、速々投首。如此者通船免船、更加重賞。倘他人先出首者、通船盡行勦滅。

一、南蠻人(即天主教)在唐山、謀合唐人、私賄財物、裝載南蠻惡黨而來、速々出首。如此者即免其罪、更加倍賞。倘匿不首、他人出首者、通船同罪、惡黨一併施行。

已上律條、至重至大、如有違犯、盡行勦滅。此係日本法度、嚴如軍令、毫無

漏網。不比唐山官府、尚可曲情假貸、徇私解脫。爾唐人等、慎勿犯之、各

宜謹守。特示。

寬永壬午年

給。

〔解説〕

永山氏によれば、もと奉書紙に書せるものとのこと。これを活印に翻字したものが「長崎市史」に見える。長崎諸事覺書及び通航一覽には右のうち榜文「奉上令旨」より「各宜謹守」までを録し、末尾に「右論知悉」と加へる。また榜文の前にはそれぞれ題目及び附語あり、左の通り。

「長崎諸事覺書」第八冊(活印頁三百六十八)の榜前に曰く、

「吉利支丹宗門御制禁之札寫。是は唐船荷役之節、通事共方より持ち乗り、物出役之唐人に讀せ候て、船中の者共尔きかせ候。」

「通航一覽」卷百四十九(國書刊行會活印本頁百八十八)の榜前に曰く、

「吉利支丹宗門御制禁之札寫。是は唐船荷役之節、通事取方より持ち參り、物書役之唐人に讀せ候て、船中の者ともにきかせ候。」

通航一覽にはこれを「長崎記」より採録したと註するが、その源は恐らく輾轉「長崎諸事覺書」に出るものだらう。

〔校異〕興福寺藏寫卷を底とし、校するに長崎諸事覺書及び通航一覽。

長崎諸事覺書と通航一覽とは今活印本を用ゐるので、最善ではないことを附言しておく。ことに長崎諸事覺書は内閣告示の略字に置き換へてゐるので校勘する意味は餘り無い。

母得違禁・長崎諸事覺書は母を母に作る。

立心…通航一覽は二心に作る。
隨足…通航一覽・長崎諸事覺書ともに隨足に作る。
斬艾…通航一覽は斬艾に作る。
南蠻貨物…通航一覽・長崎諸事覺書ともに南蠻の二字奪す。
家伙…通航一覽は家悠に作る。長崎諸事覺書は家攸に作る。
第三・第五條の速と出首…通航一覽は速令出首に作る。
同伴出者…首字奪す。通航一覽・長崎諸事覺書ともに同伴出首者に作る。
衣唐人服…通航一覽・長崎諸事覺書ともに衣唐人服に作る。
附舟渡海…通航一覽・長崎諸事覺書ともに舟を船に作る。
覺察…長崎諸事覺書は学察に作る。
或抵長崎知情…通航一覽・長崎諸事覺書ともに崎を岐に作る。
速と投首…通航一覽は令投首に作る。
免船…長崎諸事覺書は免罪に作る。
通船免船、更加重賞。倘他人先出首者(十五字)…通航一覽に十五字奪す。
匿不首…長崎諸事覺書は隱匿不首に作る。
至重至大…通航一覽は下の至を奪し、至重大に作る。
各宜謹守…通航一覽は各々宜謹守に作る。
特示…長崎諸事覺書は恃尔に作る。
寛永壬午年給…通航一覽にこの六字無く、「右諭知悉」の四字を以て代へる。

〔釋語〕

即天主教…興福寺寫卷・長崎諸事覺書・通航一覽ともに正文に「即天主教」とあるが、本來は小字夾註に作るべきものである。よつて今括弧を加へる。南蠻廟とは奉教人の所謂「天主教」を指すが、教外の我等はこれを天主教と呼ばない、といふ意である。
焚脩…香を焚き齋を修する。
是昔…昔日。興福寺は寛永元年に創建された。
馬場三郎左衛門…寛永十九年の長崎奉行。
易得辨明白…句義不通。「易」は恐らく「得」との形似による衍字。
抄白…抄録。
上の令旨…上は君主を指し、江戸時代の文書では大君たる徳川將軍を指す。
禁革…禁止。
進南蠻廟…天主堂で禮拜すること。「進」は「入」の代用。通航一覽卷二百十一、活印本第五冊、頁三百八十七に載せる唐船主胡球官の誓約書に曰く「不敢收呂宋・雞籠、進南蠻廟等處。」
「收」は入港すること。もと「販」に作るが今改める。
切見…竊見、竊觀。吳越春秋…「范蠡曰、臣竊見吳王、真非人也。……」
進南蠻廟之人…天主教徒。通航一覽卷二百十一、活印本第五冊、頁三百八十七に載せる唐船主

胡球官の誓約書に曰く「來時不敢載南蠻和尚并進南蠻廟之人及犯法貨物・假裝藥材」（來たる時、南蠻和尚並びに南蠻廟に進むの人及び法を犯す貨物・假裝せる藥材を敢へて載せず）と。

進廟家伙・禮拜の道具。

水梢・漕ぎ手。目梢に同じ。長崎諸事覺書に載せる【資料七】の和解に「水主」に作る。水主は水手に同じ。「南山考講記」卷四に「工社、スイシユ。水梢、同上」（「唐話辭書類集」第五册影印頁三百五十一）と註する。

王上・諸侯王。ここでは告示者の長崎奉行自身を指す。「唐話辭書類集」第四册「崎港聞見録」影印頁四百六十二に「王上、奉行所」「王家、奉行所」「王府、奉行ヤシキ」と註する。「華夷變態」卷一頁十四至十五に載せる正保三年（西暦千六百四十六年）鄭芝龍の使者林高の「答長崎王談」に編者註して曰く「明國の商人、長崎の奉行を長崎王と稱する也」と。

通船同罪、惡黨一併施行…やや難通だが、疑ふらくはもと「通船罪同惡黨」または「與惡黨一併施行」に作り、奪字錯字ありと思はれる。

寛永壬午年・寛永十九年（西暦千六百四十二年）

〔和訓〕(いしゐ作成)

本寺は媽祖が香火道場に屬すと雖も、實は乃ち國を祝して焚脩し、邪を摧き正を辨ずるの伽藍なり。是昔起建の後、寛永壬午十九年（西暦 1692）三月、曾て蒙るは鎮主馬場三郎左衛門公の、轉じて大將軍が上諭を奉じて言く、

『唐船、崎に至りて貿易するに、重禁する者邪教に如くは莫し。仍ほ唐船往來して、南蠻惡黨の人を混載するを恐る。況や來る所の者、南京福州等の處を出でず、故に爾ち三寺が住持、凡そ唐人の岸に上り寺に入り、香を燒き佛に禮するには、必ず須らく嚴査して、辨ずること明白なるを得べし』と。又た此の禁條を給し、張掛して寺に在り、永遠に流傳せしむ。後ろに抄白す。『上の令旨を奉ず、南蠻廟(即ち天主教なり)に進むを禁革するの事の爲なり。ひそかに見る、南蠻人は心を立つること不軌にして、毒を四方に流し、専ら偽教を行なひ、良民を煽惑す、深く恨むべしと爲す、罪は誅するを容れざるなり。今、唐船の本國に往來して貿易するを見る。各の宜しく恪しんで御法度に遵ふべし、違禁するなかれ。今、禁款の條例を將りて後ろに開具す。

一、繇來南蠻廟に進むの人、本國もとより舊禁あり、近今更に森嚴を加ふ。稍やも墮足あれば、斬艾して遺すことなし。

一、南蠻和尚並びに南蠻廟に進むの人(即ち天主教なり)を裝載するを許さず。或は中に南蠻の貨物・違禁等の件を夾帶する者あらば、通船の人貨、俱に各の勦滅し、決して輕恕せず。但し唐山に在りては同謀なりと雖も、日本に到つて即ち來り出首する者は、更に重賞を加へ、亦た其の罪を免ぜん。

一、日本の南蠻廟に進むの人に密通し、或は書信貨物、或は進廟の家伙等の件を、通船の人ひそかに寄托して來るの事、或は船主・客、或は水梢、情を知る者速々に出首せよ。王上重く賞し、本身或は同伴の出(首)する者と雖も、亦た其の罪を免じ、其の情を諒してこれを賞せん。

一、南蠻人(即ち天主教なり)、或は唐人の言語を學び、唐人の服を衣て、唐人の中に混入し、舟に附きて渡海して來る。大明に開駕するに檢點に及ばず、裝載して來るに、或は洋中において覺察し、或は長崎に抵つて情を知らば、速々に投首せよ。此くの如くんば通船免罪し、更に重賞を加へん。倘し他人先に出首せば、通船盡く勦滅を行なはん。

一、南蠻人(即ち天主教なり)、唐山に在りて、謀りて唐人に合し、私かに財物を賄し、南蠻の惡黨を裝載して來るは、速々に出首せよ。此くの如くば即ち其の罪を免じ、更に倍賞を加へん。倘し(隱匿して首せず、他人出首せば、通船同罪にして、惡黨と)に併に施行せん。

已上の律條、至重至大なり。如し違犯する有らば、盡く勦滅を行なはん。此れは日本の法度に係る、嚴しきこと軍令の如く、毫も網を漏るるなし。唐山の官府の、尚ほ情を曲げて假貸し、私に狗ひ解脱すべきに比せず。爾ち唐人ら、慎しんでこれを犯す勿れ、各の宜しく謹守せよ。特に示す。寛永壬午年給す。』

【資料七】興福寺藏榜和解

長崎諸事覺書には興福寺藏榜文に繼いで左の和解を載せる。漢様の顛倒字等は今書き下す。通航一覽にも同文を載せるので、今以て校した。校記は略。

右御制法の札の趣、唐通事ども和解

一上意を承け奉り、切支丹宗旨の事を禁止す、即ち天主教の事なり。惣じて見るに、南蠻人、心だてすなほにあらず、害を四方に流し、専ら偽教を行ひ、人民を迷はしめ候ふこと、以て惡むべきの上、其のどが誅するに足らざる者なり。今見るに、唐船本國に往來し、商賣致すの間、唐人面々よろしく御法度に隨ひ、禁止の旨に違犯すべからず、今禁止の箇條を以て、此の跡にしるし候。

一、由來切支丹宗旨のやから、本國に元より御制禁これ有り候ふといへども、近頃は彌よきびしくこれを仰せ付けられ候ふ間、少しも其の志有るに於いては、遁がさず斬科行なふべし。

一、南蠻・伴天連並びに切支丹宗旨のやからを乗せ渡すまじく候ふ、則ち天主教の事なり、或は船中に南蠻人の荷物、其のほか御法度等の物を乗せ渡すに於いては、一船の人・荷物ともに皆皆滅却を爲すべし、決定(けつぢやう)かろゆるがせ(輕忽)たるまじく候ふ。但し大明にて謀惡の同類たりといふとも、日本に到つて即時申し出づるに於いては、重く御褒美を下され、亦た其のどがを御赦免有るべし。

一、日本切支丹宗旨のやからに密通致し、或は書簡・荷物、或は切支丹宗旨の道具等を、船中ものどもひそかに頼まれ持ち渡る事これ有るべし。或は船頭・客、或は水主にても、其の由を存じ候ふものは、すみやかに申し出づべし。御公儀より重く御褒美を下さるべし。其の本人に限らず、縦ひ同類たりといふとも、申し出づるに於いては、その科を御赦免の上、其の品に依つて御褒美下さるべし。

一、南蠻人は則ち天主教なり、或は唐人の言葉を學び、唐人の衣類を着、唐人の中に入り交

じり、船に乗り渡海し來たるに、大明にて出船の節、吟味に及ばずして乗せ來たる事これ有るべし。或は洋中に於いてあらはれ、或は長崎に到つて知る事これ有り候らば、速やかに申し出づべし。此くの如くならば、一船のとがを御赦免の上、彌よ重く御褒美を下さるべし。若し脇より申し出づるに於いては、一船悉く滅却に行なふべし。

一、南蠻人は則ち天主教なり、大明に於いて唐人に内謀致し、ひそかに賄ひを受け、南蠻の惡黨を乗せ來たる事これ有り候らば、速やかに申し出づべし。此くの如き有らば則ちそのとがを御赦免の上、御褒美を増し下さるべし。若し隠して申し出でず、脇より申し出づるに於いては、一船のもの惡黨と同罪たるによりて一概に行なふべし。

右の禁條、至大の至りに候ふ。若し違犯のやからこれ有らば、悉く滅亡行なふべし。是れ日本の法度にして、きびしき事軍法のごとし。毛頭漏らす事有るまじく候ふ。大明官家の如く、賄ひを以て事をまげ、私に隨ひ通がるべきにあらず候ふ。汝唐人等つつしんで違犯これ無く、面々よろしく守るべし。其の爲にこれを置く。

右の仰せ、知らしむる者なり。

【資料八】林鷲峰より給する榜文。

「長崎御役所留」。編刻凡例に「舊字・異體字については、原則として新字に改めた」とあるので、今すべて正字を用ゐる。和文中の漢様顛倒字部分は今校訂しつつ書き下し、平假名に統一し、濁點句讀點を附する。和文の校記は略に従ふ。三通中第二の和習漢文は、長崎歴史文化博物館に同文の寫卷が有り、誤字を含まないのでそれを用ゐる。第三の南蠻醜類榜は上文に校記を出したので今首句のみ留めて下を略す。

延寶三卯年七月廿五日、黒書院に於いて御老中御列坐にて、弘文院相渡され候ふ御壁書き、和解とも三通。

唐國の商船に申し渡す。

一。南蠻耶蘇天主教は、邪法をひるめ、國民をまどはす、其の罪深く、其の惡重し。御代々御制禁なさる。彼の惡徒ひそかに來たれば、悉く皆な罪に行なはる。其の上阿媽港に發船渡海の事も既に停止になされ候ふ。然れども今に於いても唐國の商人、毎年長崎に往來、賣買絶えざれば、よく謹しんで此の御法度の趣を守るべし。若し唐船の内、彼の邪法の者乗せ來たる事有らば、速やかに誅戮すべし。同船の者も同罪と爲すべきなり。併し同船の者の内たりといふとも、訴人に罷り出で、其の趣を申すに於いては、其の罪を赦し、御褒美を下さるべく候ふ事。

一。天主教の書物並びに諸道具の荷物、隱密に日本へ送り、邪法をひるむるの便りとせんため、唐人を頼み船底にかくし、持ち來たる者これ有らば、其の船を破り其の荷物悉く沒收すべし。併し其の様子を存じ、早く訴へ告ぐるに於いては、縦ひ同類の者といふとも、其の品により相應の御褒美下さるべき事。

一。唐國出船の時、隱密に南蠻船人のまひなひを請ひ天主教をひるむる惡徒を船中にかくし、

唐人のことはをまねび、唐人の衣服をきせて乗せ來たる事も自然これ有らんか、出船の砌、よくよく吟味致すべきなり。若し誤つて不知にして船中に於いて其の事あらはるるに於いては、長崎にいたつて早々申し出づべきなり。然るに於いては、縦ひ船頭・水手又は同類たりと云ふとも、其の罪をゆるし重く御褒美下さるべき事。

右三箇條、

上意の旨によつて御制禁嚴重の趣、通事を以て委しく申し渡すところなり。唐船の商人、各々宜しく承知すべし、必らず勿違犯する事なかれ。

延寶三年月日。

延寶三卯年七月、唐船荷役の時、前々より唐人どもへ讀み聞かせ候ふ御書きつけ、文言惡しく候ふにつき、御改めなされ候ふ御書きつけ

諭唐國商船三章。

一。南蠻耶〔左禾右魚〕天主教、弘邪法、惑國民、以其罪惡深重、故制禁年久。其徒竊來者、悉皆斬戮、且自阿媽港發船渡海之事、既停止之。然唐國商賈、毎年渡船、往來長崎、相互交易、則謹可守此嚴禁也。若有載彼邪法徒來者、速誅戮之、而同船者亦可伏罪。縱雖同船者、告而不匿、則赦之可褒賞事。

一。天主教之書及器具等物、欲密贈我國、以為勸邪法之便、而藏唐船之中。有齎來者、則可破却其船、沒收蠻物。若有知之而早告者、縱雖同類者、正其輕重之品、可賞之事。

一。在唐國密受蠻人之賂、載耶〔左禾右魚〕妖師、學唐人之言語、着唐人之衣服、潛來者或有之乎、發船之時可能沙汰之。縱偶誤不知之、在洋中發覺、則到長崎可速告之、然則縱雖船主・執楫者及同謀之類、赦其罪、可重賞事。

右三章依

嚴命、以譯語者所懇諭也。唐船

諸商宜承知之、必勿違失。

延寶三年 月 日。

諭唐山併各州府船主及客・目梢等知悉。

一。南蠻醜類、(下略)

〔解説〕

弘文院學士が發給した「壁書き」に、和解(など)を併せて三通。二通目の前には讀み聞かせのための「書きつけ」と題する。弘文院學士は林鷺峰。鷺峰が弘文院學士號を授けられた經過については高橋章則「弘文院學士號の成立と林鷺峰」(東北大學文學部日本語學科論集第一卷、平成三年九月、頁百五十九至百四十七)に詳しい。

〔和訓文〕右二通目の和習漢文を書き下すこと左の通り。(いしのみ作成)

唐國商船に論する三章。

一。南蠻耶〔左禾右魚〕の天主教、邪法を弘め、國民を惑はし、其の罪惡深重なるを以て、故に制禁すること年久し。其の徒竊かに來たる者、悉く皆な斬戮し、且つ阿媽港より發船渡海の事既にこれを停止す。然れども唐國の商賈、毎年渡船して長崎に往來し、相互に交易すれば、則ち謹しんで此の嚴禁を守るべきなり。若し彼の邪法の徒を載せ來たる者有らば、速やかにこれを誅戮し、而して同船の者も亦た罪に伏すべし。縱ひ同船の者と雖も、告して匿さざれば、則ち赦して褒賞すべき事。

一。天主教の書及び器具等の物、密かに我が國に贈り、以て邪法を勸むるの便と爲さんと欲して唐船の中に藏す。齎らし來たる者有らば、則ち其の船を破却し、蠻物を沒收すべし。若しこれを知りて早く告する者有らば、縱ひ同類の者と雖も、其の輕重の品を正してこれを賞すべき事。

一。唐國に在りて、密かに蠻人の賂ひを受け、耶〔左禾右魚〕の妖師を載せ、唐人の言語を學び、唐人の衣服を着し、潜かに來たる者或はこれ有らんか、發船の時よくこれを沙汰すべし。縱ひ偶ま誤りてこれを知らざるも、洋中に在りて發覺せば、則ち長崎に到つて速やかにこれを告すべし、然れば則ち縱ひ船主・執楫者及び同謀の類と雖も、其の罪を赦し、重く賞すべき事。

右三章、嚴命に依つて、譯語者を以て懇ろに論する所なり。唐船の諸商宜しくこれを承知すべし、必らず違失するなかれ。

延寶三年 月 日。

【資料九】瓊浦佳話

卷一 早稻田大學藏寫本第三丁。

「如今外國之人、聚將攏來、擔閣了幾個月、擄貨買賣。其中或者天主教的人、措个做經紀的名色、改頭換面、溷雜而來、神不知鬼不覺、哄誘人家、歸依邪教、敗論傷化、也未可知。」

これは長崎の沿革を述べた部分である。

〔和譯〕目下外國人は集まつて來て幾箇月も逗留し、商品を手配・賣買してゐる。其の中に或は天主教の人が商業の名目を立てて身をやつし、船客に混ざつて來航し、神々も知らぬ間に人を誘惑し、邪教に歸依させ、倫理を破壊する場合も有り得る。

〔釋語〕擄貨は搭貨に同じ。商品を手配すること。擄は廣韻に都蓋切。

瓊浦佳話

卷二 早稻田大學藏寫本第四十七丁。

〔上略〕到了第二日、果然起貨。小頭目・插刀手、先上船來、後來各職事人、隨後上船。家老大頭目、到落在搭落末走上來、先將告示掛在大桅上、叫財副高聲朗誦、念起來把衆人聽。那時吩咐大家不可喧嚷、原來水手們卑污下賤、那里曉得什麼道理。正是叫做對牛彈琴、一些文字也不通。大家探頭探腦、看東看西、竝沒有一箇人留心聽。通事看見、便責罵一頓、方纔猛然省得、擡着頭、倒着耳、假意認真聽。約有一回、告示纔念完了、叫船主・財副・總管、立在頭目面前、

大頭目便立起身來、打掃喉嚨、像箇崑腔戲子唱謾調一般、高聲吩咐道、你們多年走洋、料想曉得本朝的犯禁。南蠻醜類、敗壞綱常、日本大所嫌忌。衆人裏頭或者南蠻和尚・南蠻人、或者天主教的书帶來、須要速々報出來。倘或東遮西護、掩人家的耳目、隱瞞過去、日後有人出首、本人何消說、連累通船人衆、一體問成大罪。若有毒藥材・假藥材、脫皮換骨、混雜而帶來、私下販賣、其罪同邪教的人、問成一體。」(下略)

「和譯」翌日になると、果たして荷揚げとなった。下検使と足輕が先づ船上がり、後から各役人も續いて上がった。家老・上検使は却って最後に上がって来て、まづ禁教告示を帆柱に掛け、筆記役に大聲で朗詠させ、衆人に聞かせた。その際、皆の衆騒ぐと言ひつける。なぜなら水夫どもは下賤で何の道理も分らないからである。まさしく猫に小判、少しの文も理解しない。皆の衆は首を伸ばしてあちこち見回し、一人も留意して聽かない。通事がそれを見て一頻り叱りつけると、やつと猛省して頭を上げ耳を傾けて眞面目に聽く振りをする。しばらくして告示を讀み終へると、船主・筆記役・世話役を檢使の前に立たせる。上検使は立ち上がり咳拂ひして、崑曲の役者が緩慢な序曲を歌ふやうに大聲で言ひつけて曰く、その方ら多年海上に往來し、我が朝の禁令を知つてゐることだらう。南蠻は醜い人種、人倫を亂し、日本で大いに忌み嫌はれてゐる。その方らのうち南蠻僧・南蠻人或は天主教の書を帶び來たれる者は速やかに申し出よ。包み隠して人の耳目を欺くならば、後日他人が告發した時には本人は言ふに及ばず一船の者どもまで捲き添へになり、まとめて大罪に處することになる。もし毒入り藥材・にせ藥材をすり替へて紛れ込ませ密輸販賣すれば、その罪は邪教と同然に處する。

〔釋語〕

家老…不明。

大頭目…檢使を譯して頭目と言ふ。通航一覽卷二百四(活印本頁三百十至三百十一)などに屢見。

「崎港聞見録」(影印頁四百六十三)に「大頭目、上ケンシ。小頭目、下ケンシ」と有り。

財副…長崎實録大成卷十(活印頁二百四十)及び長崎古今集覽卷十三(活印頁三百六十一)に「財副、筆記勘定役」と有り。「東西洋考」卷九「舟師考」頁二に「財副一人、爰司掌記」と。

總管…長崎實録大成卷十(活印頁二百四十)に「一般諸用掌る」と有り。「東西洋考」卷九「舟師考」頁二に曰く「總管一人、統理舟中事、代舶主傳呼」と。

【資料十】

譯家必備

卷二「唐船進港」影印頁二十八。

「你們躡銅板、念告示。告示掛在大桅底下。財副你去念起來把大家聽聽。也要仔細、不要糊塗。你們衆人聽告示、留心聽聽。不要胡亂看東看西、說說笑笑。頭目看見在這裏沒有規矩、不好意思。」「晚生曉得了。」當下財副高聲念起來、說道、「論唐山併各州府船主及客・目措等知悉。一。南蠻醜類、妄以曾種耶穌、偽立天主教。」(下略)

〔和譯〕

(通事曰く)「汝ら繪踏みして、御制札を讀み上げよ。高札は帆柱の下に掛けよ。筆記役、汝が讀み上げて衆人に聴かせよ。これも(荷物の扱ひと同じく)よく氣をつけて、等閑にするな。汝ら衆人、御制札を聴くには良く注意して聴け。みだりにあちこち見回し笑ひ騒ぐな。きちんとしない様を檢使様に見られたら恥づかしいぞ。」(船主曰く)「拙者承りました。」すぐに筆記役が大聲で讀み上げ始めて曰く、「唐山ならびに各州府の船主及び船客・水手らに諭して知悉せしむ。一つ、南蠻は醜類にして、妄りに曾種耶蘇を以て、偽はりに天主教を立て、」(下略)

〔釋語〕 躡：音ン、訓ふむ。

【資料十一】汪鵬「袖海編」

影印本頁千八十二。平成二年上海古籍出版社影印世楷堂刊昭代叢書戊集卷二十九。

「天主教化人、昔以其教行于東國。東人惑焉、舉國若狂、有潢池之思。後事發、揚帆將逝、覺而追之、從者過半矣。乃以矢石分擊、盡殲其類。今永禁化人、唐山船至、例有讀告示・踏銅板二事。告示中大畧敘天主邪說之非・煽人之巧、恐船中或有挾帶而來、丁寧至再。銅板則以銅鑄天主像、踐履之以示擯也。」

〔和譯〕

天主教の人を化するは、昔其の教へを以て東國に行なはる。東人これに惑ひ、舉國狂ふがごとく、潢池の思有り。後に事發し、帆を揚げて將に逝かんとするに、覺してこれを追へば、從ふ者半ばを過ぎたり。乃ち矢石を以て分擊し、盡く其の類を殲す。今永く人を化するを禁じ、唐山より船至るや、例として告示を讀むと銅板を踏むとの二事有り。告示中に大畧天主邪說の非と人を煽するの巧みなると、恐らく船中に或は挾帶して來たる有らんと敘べ、丁寧すること再びに至る。銅板は則ち銅を以て天主像を鑄し、これを踐履して以て擯するを示すなり

〔釋語〕

潢池：池。「兵を潢池に弄す」は擧兵謀叛すること。

覺而追之、從者過半：逃亡が發覺して幕府がこれを追ひかけたが、ともに逃亡する教徒は半數を超えた。教徒がマカオやフィリピンに向かったことと島原の亂とを合はせたイメージで書いてゐると思はれる。

【考辨】

羅山撰榜は普通の高札のやうな訓讀専用の漢様和文とも異なり、半ば正則漢文を目指してゐるが、正則になり切つてゐない。各種禁教文のうち、漢様和文でなく漢文で書いたものは、合はせて左の諸種がある。

慶長十八年十二月、金地院崇傳代徳川家康撰、異國日記所載。

寛永十一年五月 肥前國長崎港禁令。華蠻交易明細記。通航一覽卷二百四。

寛永十七年、「諭阿媽港」。加賀爪忠澄。外蕃通書第二十四冊。憲教類典。

寛永十七年秋、林羅山代井上筑後守撰、大明に諭すと題するが實はマカオ宛て。

羅山文集・憲教類典・亞媽港紀略藁・外蕃通書・教令類纂・通航一覽所載。

寛永十八年、江戸幕府撰、林羅山譯。「諭唐(船)諸人」。

羅山文集(寛永十八年)・和漢寄文(寛永十八年)・長崎御役所留(寛永十八年)・

憲教類典(寛永十八及貞享四年)・教令類纂(寛永十八及貞享四年)・

通航一覽卷二百四(寛永十八年及貞享四年)・

寛永十九年、馬場三郎左衛門撰、佚名譯、興福寺藏寫本・長崎諸事覺書・通航一覽。

寛文六年、長崎諸事覺書。林羅山譯の寛永十八年榜を「耶蘇」に書き改め櫻町に

立てたもの。和漢寄文でも言及。

延寶三年、江戸幕府撰、林鷲峰改譯。「諭唐國商船三章」。長崎御役所留・縣藏寫卷。

延寶三年、佚名撰、唐通事譯、大浦榜木・和漢寄文・縣藏寫卷・長崎御役所留。

延寶八年八月、「諭唐諸人」。林羅山撰の寛永十八年榜を「耶蘇」に書き改めたもの。

華蠻交易明細記、東北大學藏長崎記、長崎歴史文化博物館藏長崎記(13-200-1)、

長崎歴史文化博物館藏長崎記(西勝寺藏)、長崎古今集覽卷四(頁三百二十五)、

貞享四年、林羅山撰の寛永十八年榜を「耶蘇」に書き改めたもの。憲教類典・教令類纂・

通航一覽卷二百四・亞媽港紀略藁・長崎港草、長崎實録大成卷三、翁草卷百六十二。

元禄二年、貞享四年榜による立榜令。長崎實録大成卷十、憲教類典。

「長崎市史」には羅山撰榜に元禄二年と署して載せるが、所據本を知らず。

右のうち徳川家康・加賀爪忠澄・井上筑後守のものは榜示ではないので、榜示された長崎港禁令・羅山撰榜・興福寺藏榜・南蠻醜類榜を【資料】に録した。

南蠻醜類榜の用途

【資料一】の和漢寄文に「唐商入津の節、掛け置き候ひて讀ませ候ふ簡板」とあり、一つの用途ははつきりしてゐる。「譯家必備」の「唐船進港」章にも唐船の財副がこれを読み上げる場景が載つてゐる。長澤規矩也「解説」は「唐船進港」章を概括して「來舶の乗員との會話」を唐通事の爲に録したものと認定してゐる。奥村佳代子「唐話資料」「和漢俗語呈詩等雜事一、

二、漢文一」所收「長短話」と『譯家必備』（平成二十年三月、關西大學アジア文化交流センター）「アジア文化交流研究」第三號、第四百四十一至四百四十二頁）には【資料十】の全文を、榜文も含めて引用し、内容を略述してゐる。

南蠻醜類榜よりも前の情況については、「長崎諸事覺書」第八冊に興福寺藏榜を載せ、註して曰く、

「是れは唐船荷役の節、通事ども方より持ち乗り、物出し役の唐人に讀ませ候ひて船中の者どもにきかせ候ふ」（活印頁三百六十八、いま假名を加へる）

と。この書は寛文十一年までの文書を収めるので、太田勝也解題（活印頁六百三十三）ではほぼ寛文十一年に成つたと推定してゐる。第八冊の興福寺藏榜の前後は寛文十年十一年の文書ばかりなので、寛文十一年頃に興福寺藏榜が船上で使はれてゐたと分かる。また同じく「長崎諸事覺書」第一冊の「唐船入津より長崎在留中覺え」に曰く、

「船中に於いて唐人に讀み聞かせ候ふ法度書きは、通事かたより持ち出し候ふこと」と。又曰く、

「先づ船中に於いて法度書きこれを讀み聞かせ、一人づつに踏み繪をさせ」（活印頁二百五十三至二百五十四、いま假名を加へる）

と。これら史料から、讀み上げ用の榜木は平時通事の處で保管してゐたことも分かる。この第一冊に収める資料は正保五年（西暦千六百四十八年）から寛文十年（西暦千六百七十年）のもので、右引文はその間の情況を述べたものだらう。「通航一覽」にも興福寺藏榜を録し、船上讀み上げ用だと註するが、前述の通り輾轉「長崎諸事覺書」より出た記載だらう。また長崎奉行大岡清相が老中からの正徳新例下達を承けて長崎で下達した令に曰く、

「日本御法度の宗門制禁の書きつけこれ有り候ふ簡板を帆柱に懸け置き候ふを、惣て唐人に讀ませ」（通航一覽卷百四十九、活印頁百九十五）

と。大岡清相「崎陽群談」第十一「唐船入津より商賣中の仕方、並びに歸帆の次第」にも曰く、「丸荷役當日、……本船へは宿町・唐通詞・稽古通事・唐年行司・唐人番人・船番・町使乗り組み、宗門制禁掟の書きつけ、唐人へ讀み聞かせ、人別帳を以て踏み繪をふませ」（活印頁二百六十七）

と。「崎陽群談」は長崎奉行大岡清相の撰で、所載年代の下限が享保元年だと解題（頁十一）に言ふ。ゆゑにこの讀み上げは概ね正徳年間のことと、その時使はれてゐたのは南蠻醜類榜の筈である（後述譯家必備の年代参照）。他にも長崎古今集覽卷十三「躑銅版」の條などに同趣旨が見え、【資料十一】の袖海編にも「唐山より船の至るや、例として讀告示・踏銅板の二事あり」「丁寧すること再びに至る」と言ふ。禁教榜の用途の一つは以上で明瞭である。

日本各地の資料館等には村々に掲示した奉行高札の遺物を藏するが、ほとんどが風雨に曝露して墨色模糊たるものである。木板を屋外に十年も掲げればかなり侵損するのは當然であらう。それを少しでも防ぐために、普通の奉行高札は上部山形の五角形で、雨よけのひさしを戴くやうに作られてゐる。テレビ等で熟知の形式である。唐館圖（後述）に見える二ノ門前の高札もこの形式で描かれてゐる。假に南蠻醜類榜が屋外に日夜掲示されてゐたならば、同じく侵損

した筈である。しかし大浦藏榜木そのものはあまりふるびてをらず、またひさしを戴かぬ長方形に作られてをり、中央上端の背後には鉤に掛けるに丁度よい鐵環を具する。これは唐館門前に掲示されてゐたのではなく、前述のやうに船上に掛けて讀み上げるために平常は唐通事會所に藏してゐたものと分かる。幕末より數十百年前より久しく藏してゐた遺物として不思議は無いし、延寶三年の原物の可能性も有る。

また上文の校異に引いた長崎博物館藏寫卷と榜木とは字の異同がほとんど無い。僅かな異同もみな同音異體の字である。唯一別音となるのは「唐話」と「唐語」のみである。話と語とだけならば、讀み上げで異なっても全く碍げ無い。凡そ長崎唐通事關聯の現存寫本は字の異同が多く、この寫卷のやうに一致度の高いものは稀少である。恐らく唐船に掛けた現存榜木を背にして、財副が讀み上げた原物がこの寫卷であらう。この寫卷に訓點を施してゐないのも、唐音讀み上げ用とすれば自然である。

鷲峰改榜には長崎歴史博物館藏寫卷(平成九年長崎縣教育委員會編刊「長崎奉行所關係文書調査報告書」内「長崎縣立圖書館所藏資料」目錄千二百二十一番)が有るが、裏打ちが施され、丁度南蠻醜類榜の單獨寫卷と同じ形態である。これも讀み上げ用に作られた原物と推測できる。延寶三年當初にはこれが實際に船上で讀み上げられた可能性も有るが、文が拙劣なのですぐに南蠻醜類榜が取って代はつたと想像される。後に鷲峰改榜が讀み上げに使はれ續けた記録は史料に見えない。従つて鷲峰改榜の寫卷は延寶三年に短期間のみ使はれたか、或は準備だけされて使はれなかつた遺物である可能性が高い。寫卷が延寶三年から今まで残つたならば、榜木も同年代の遺物の可能性は十分に有る。

【資料八】の「長崎御役所留」では南蠻醜類榜及び鷲峰改榜とともに讀み上げの看板と呼びまた壁書(かべがき)とも呼ぶ。壁書すなはち榜文である。他史料では船上讀み上げ用の榜文を「書きつけ」「看板」「法度書き」「制札」などと呼ぶが、「壁書き」だけは陸上専用名とすべきか、それとも讀み上げ用に含めるべきか、判断は難しい。

興福寺榜は、興福寺藏寫卷では興福寺に給して立榜させたとするから、海陸兩用と分かる。興福寺に給したのは、唐館創設以前に三所の唐寺が唐人會集の場所だったがゆゑであり、他二寺にも同榜を立てた筈である。南蠻醜類榜も唐館創設より前だから、立てられた場所は同じく三所の唐寺だらう。

【資料八】の「長崎御役所留」に録する延寶三年林鷲峰撰の禁教榜には、船上讀み上げの文言悪しきにつき書き改めたと註してある。新たな文言は羅山撰榜を半ば襲用し、同主旨でやや詳しくしただけのもので、延寶三年以前には羅山撰榜も海上讀み上げが建前だったと分かる。また【資料四】の延寶八年署榜は、羅山原榜のうち耶蘇などの語を入れ替へただけのものだが、華蠻交易明細記卷二にもこれを載せ、「唐船入津の度ごと讀み聞かせ制札の寫し」(活印頁三百十三、原文を今書き下す)と題する。これによつても羅山撰榜が海上讀み上げの建前だったと確認できる。建前に過ぎないとする理由は、あまりに和習が濃厚なので唐音で讀み上げれば訝しく思はれただらうし、船上で唐文榜とともに二枚併用した記録は史料に見えない。船上にも用ゐるといふ建前を記しただけと看做さざるを得ない。

羅山撰榜を陸上に立てた記録としては、「長崎諸事覺書」に寛文六年と署して櫻町に立てたことが見える。また【資料二】の和漢寄文でも寛文年間に寛永十八年羅山撰榜が江戸から送致されたと言ひ、これを「御高札」と呼ぶが、恐らく寛文六年のものを指す。【資料四】の通り延寶八年署榜も陸上に立てられてゐるし、後にこれに貞享四年と署して唐館二ノ門前に立てたことは後述の通りである。従つて羅山撰榜が海陸兩用の建前だったことは確實である。

南蠻醜類榜及び鷺峰改榜は、陸上に立てた記録が無いが、【資料八】は老中列坐での申し渡しだから軽いことではない。にもかかはらず延寶八年や貞享四年のやうに奉行札として陸上に立てた記録が無いのは何故か。「壁書き」を陸上限定名とせず【資料八】を解釋すれば、海上用として申し渡されたから陸上に立てなかつたといふことになる。しかし鷺峰が陸上榜は「文言悪しき」もので良いと考へる筈も無い。恐らく鷺峰は読み上げこそ唐人に對し實効を持つと考へ、陸上立榜についてはそれほど重大な關心が無かつただけのことだらう。長崎側としては、申し渡された通りに海上読み上げを更新し、陸上は更新しても良いのだが申し渡しが無かつたから更新しなかつただけのことだらう。現存史料からはさう理解せざるを得ない。

鷺峰が「文言悪しき」と不満を持った對象は羅山撰榜なのか、興福寺藏榜なのか。長崎奉行が興福寺藏榜を江戸に對し隠瞞してゐたといふ前提でも無い限り、兩榜ともに不満だったといふことにならう。興福寺藏榜は唐文として拙劣といふ程でもないもので、不満が有るとすれば五箇條の内容に重複有るがゆゑだらう。【資料八】を素直に讀めば、羅山撰榜と興福寺藏榜との中間的な詳しさの第二通を鷺峰が自撰し、それを豫め唐通事に唐文に直させておいたのが第三通の南蠻醜類榜といふことになる。そして草案としての第二通と現場用の第三通とを併せて老中列坐の場で公式化したといふことになる。

しかしこの解釋には疑問が生じる。和漢寄文の第一には、南蠻醜類榜の草案の和文が存在する。單純に鷺峰改榜を唐文に直しただけならば、和文草案は必要無い筈である。従つて長崎の現場では鷺峰改榜の内容文章両面に不足を感じ、新たに和文草案から唐文譯したのが南蠻醜類榜といふことになる。【資料八】の第三通にこれを録するのは、江戸で老中に申し渡されたわけではなく、現場用として一處に録しておいただけのこととなる。【資料八】の「長崎御役所留」は長崎側で作成した文書集である。三通の始めに弘文院より給付と題するのは「壁書」にかかる連體修飾語であり、そこまでで句が切れる。そして和解などと併せて三通を録するといふ意である。従つて南蠻醜類榜は延寶三年の製とは限らないといふことになる。とはいへ興福寺掛榜が羅山撰榜の翌年に作られた前例から觀れば、恐らく延寶三年七月以後久しからずして南蠻醜類榜が作られたと推測できる。

以上のやうに見て來ると、寛永十八年羅山撰榜と十九年興福寺掛榜とはともに海陸兩用の建前で、鷺峰改榜と南蠻醜類榜とは陸上に使つても良い筈だが實際に陸上に使つたか否か分からないといふことになる。

延寶三年の鷺峰改榜が有りながら、なぜ延寶八年及び十餘年後の貞享四年に至つても羅山撰榜を用ゐる命を出したのか。一つの解釋として次のやうに考へられる。そもそも和習漢文三條の禁教榜が江戸から送致された記録は寛永十九年・寛文年間(恐らく六年)・延寶三年の三度

に過ぎず、延寶八年・貞享四年はいづれも奉行と署するのみで、發令者は長崎奉行である。恐らく延寶八年・貞享四年には江戸からの下達は無かったが、長崎奉行として江戸の權威を顯示する必要があり、それには江戸より送致の舊榜でさへあれば鷲峰改榜でも羅山撰榜でも大差無く、ただ昔から良く流布してゐる羅山撰榜の方が使ひ易かったのである。

以上をまとめると、延寶三年より以前は、唐船上でも三唐寺でも唐人にとつて實効の有る興福寺藏榜が使はれ、櫻町のやうに唐人のみならず日本人の目にも這入り易い場所では幕府の權威を代表する羅山撰榜が使はれた。延寶三年以後は、船上では興福寺藏榜に代へて南蠻醜類榜が使はれるやうになり、三唐寺でも常識的には南蠻醜類榜が使はれた筈だが、記録が無いので分からない。櫻町など市中で鷲峰撰榜が使はれた形跡が無い原因は、江戸から陸上に使へず申し渡しが無かつたためと推測される。

唐館創設以後

各種史料では唐館二ノ門には林羅山撰榜を掲示したとする。その根據は第一に【資料五】の元禄二年(西暦千六百八十九年)立榜令である。しかし文章拙劣なので、二百年以上のあひだ唐館前に掲げ續けたならば、唐通事にとつても幕府にとつても面目を失なふ所ある筈である。このため私は延寶三年の南蠻醜類榜のちに唐館門前に掲げた筈と疑った。唐寺は唐人會集の場所ゆゑに立榜されたのであり、唐館創設後ならば掲示場所は唐館に移つただらうと考へたのである。しかし元禄二年より以後の唐館前の榜文の記録を集めてみると、後述のやうに羅山撰榜が使はれ續けたことは明らかであり、興福寺藏榜及び南蠻醜類榜の痕跡は見えない。何故だらうか。

これには二つの原因を想定し得る。一つは徳川初葉には幕府の統治が隅々にまで及ばなかつたので、長崎側の裁量で實用的な榜文を使ふことができたが、政權安定とともに次第に自由裁量が効かなくなり、幕府權力強化の一環として唐館が創設された際には、江戸差遣の羅山撰榜を使はざるを得なくなつたのだらう。今一つは徳川初葉はキリシタン厲禁の時代であり、市中雜居の唐人を管理するためにも三唐寺の禁教榜文に實効性を要したが、唐館創設のころには政權安定でその必要度が低くなり、ことに唐館で唐人を管理できるやうになつた以上、禁教政策の緊急性も頓に下降したのだらう。唐館創設の主目的は禁教よりも限銀など貿易統制のためだといふのは定説である。そのため唐館の門前には長崎側の實効性を發揮する南蠻醜類榜よりも、江戸側の權威を象徴する羅山撰榜が立ち續けることになり、船上では讀み上げにふさはしい南蠻醜類榜が使はれ續けたのだらう。南蠻醜類榜が徳川後期まで使はれたことは後述する。

「長崎御役所留」には天和二年(西暦千六百八十二年)に老中からの下達で長崎市中の忠孝榜・贗藥榜・禁教榜(いづれも和文)の寸法と假名遣ひまで細かく規定した一例が有り(活印頁九十九至百二)、安高啓明「幕府法と長崎法」(「崎陽」第三號、平成十八年、頁四十六至五十九)ではこれに基づき榜文政策の厳しさを述べる。徳川前葉のやうに榜文について自由が許されなくなり、長崎に對して幕府權力が強化された事のあらはれと見るべきだらう。

禁教政策に緊急性が無いことは、のちの正徳五年新例にも見て取られる。正徳新例では貿易について極めて細かく規定するのみならず、民事訴訟や殺人や八朔銀や唐館費用のことにまで言及する大改革である。しかし禁教についてはただ入津時の船上読み上げと繪踏みとを前例の通りに行なへと書かれるだけである。「唐船入津の時定例」第四條に曰く、

「奉行所役人・通事等を差遣し…(中略)…宗門の制條、讀み聞かせ候ふ次第等、毎事只今迄の例のごとくなるべき事」(清水絃一「《史料》正徳新例」頁十五、中央大學論集第十一號、平成二年三月、今點及び假名を加へる。)

と。これは老中からの下達だが、長崎奉行大岡清相の正徳三年の提言をそのまま採用したものである。大岡の提言は「通航一覽」卷百四十九に見える(活印第四冊、頁百九十一)。その辭に曰く、

「宗門の制條、讀み聞かせ候ふ次第等、毎事只今迄の例のごとくなるべき事」

と。このやうに通例を沿襲し、新たな條令は加へられてゐない。唐人に對する禁教の緊急性の小ささを見て取ることができる。

唐館二ノ門の羅山撰榜

唐館二ノ門に立てられた榜木の枚數について各種史料に記載が見える。

【資料五】に、元禄二年七月、禁制三箇條及び「論唐船諸人」の二串を二ノ門に建てたと言ふ。すなはち【資料三】の寛永十一年長崎港禁令及び羅山撰榜である。

「華蠻交易明細記」卷四(活印頁三百二十五)に曰く、

「御公儀御制札

一、櫻町(小字夾註…大小九串、内六枚は奉行と有り、壹枚は御名無し、貳枚は御名これ有り)

一、大波戸 一串(小字夾註…御名有り) 一、出嶋門外、二串とも御名有り

一、唐人屋敷 五串 内(小字夾註…貳枚は奉行と有り、三枚は御名有り)」

(下略、漢様に顛倒の字句は書き下した。)

「長崎實記」卷五(長崎歴史文化博物館藏寫本)に曰く、

「長崎所々へ御制札有る所。

一、櫻町大小九串、内(小字夾註…六枚は奉行と有り、壹枚は名無し、貳枚は名有り)

一、大波戸壹串(小字夾註…名有り)

一、唐人屋敷五串 内(小字夾註…貳枚は奉行、三枚は名有り)」

(下略、漢様に顛倒の字句は書き下した。)

これらに見える唐人屋敷五串のうち二串もしくは三串が二ノ門のものである。いづれも奉行の署が有る。奉行の署は通例では末尾である。しかし明朝清朝の唐文榜の通例として末尾に官府は署しないので、この五串に含まれるのは唐文榜でなく羅山撰榜だと分かる。明清榜文の通例については楊一帆等編「古代榜文告示彙存」全十冊(社會科學文獻出版社、平成十八年)を参照できる。

文政六年の「惣町明細帳諸雜記」(「長崎關係史料選集」第2集所收、活印頁二十八、平成十七年長崎史學習會發行)に唐人屋敷二ノ門前の制札枚數をしるして曰く、

「伴天連日本へ渡海、日本の武具異國へ持ち渡り、日本人異國へ渡海御制禁 壹枚

二ノ門出入り並びに改め方の儀 壹枚

唐人へ仰せ渡さるる切支丹宗門御制禁 壹枚

この第一は寛永十一年長崎港禁令【資料三】だらう。第三の唐人向け榜文は羅山譯榜か興福寺藏榜の文か南蠻醜類榜の文か書かれてゐないが、しかし寛永十一年「長崎港禁令」が全くの和習漢文、といふより漢様和文なので、第三も和習の羅山撰榜として不思議は無い。

「長崎實録大成」卷三(活印頁六十一)の明和二年の條には「數年來建置レシ漢文の制札、唐人屋敷高札場ニ有之、二重ニ相成ルニ付、此制札引除、會所ニ入置ル」と言ひ、繼いで羅山撰榜を録する。數年來立て置かれた場所はその上文で豊後町(今の興善町と櫻町との間)だと言ひ、また明和二年に「立山御役所下八百屋町」に移したと言ひ、それからすぐ漢文榜を引き除いたとの意である。八百屋町は立山役所すなはち奉行所のすぐ南に隣接してゐる。この記載は羅山撰榜が明和二年まで唐館に立てられてゐた證據となる。またこれとほぼ同じ内容が、神澤貞幹「翁草」卷百六十二「長崎實記拔萃」(明治三十九年五車樓書店)に見え、貞享四年署の羅山撰榜も録せられてゐる。

「和漢寄文」の開卷第一に南蠻醜類榜を録するのは極めて重い扱ひだが、それより舊い羅山撰榜は第二に黜けられて「江戸より差し遣はさる」と註するのみで、唐館門前に立てたと書かれてゐない。これは立てられなかつたのではなく、唐通事の眼中で軽い扱ひだったといふことだらう。凡そ「和漢寄文」内の史料は各卷ごとの内で概ね年代に従つて列せられ、和文の後の唐文には必ず「翻文」と題するが、獨り羅山撰榜のみ翻文と題しない。江戸の譯文であつて通事の翻文とは別扱ひといふことである。榜末には寛永十八年と署名し、更に寛文年間に差し遣はされたと註する。寛永寛文はともに延寶より前の年代である。江戸の權威と寛永の鎖國とを代表する羅山撰榜を差し置いて、延寶の南蠻醜類榜を卷頭に録するのはかなり重い扱ひである。もちろん「和漢寄文」所載の南蠻醜類榜には署名が無いが、榜文第一條には鎖國令からマカオ船來航禁止に至る歴史を述べてあるから、常識的には寛永よりも晚い年代の撰と認識するだらう。また編者松宮觀山は篤學の士であつて、寛永の朴拙なる羅山撰榜よりも通事譯の唐文の方が古いと誤認する可能性は更に低い。そして羅山撰榜を載せた次には延寶五年丁巳(西暦千六百七十七年)の「鄭奎舍鄭按舍へ返答口上」を載せるから、觀山は南蠻醜類榜が延寶五年より少し前のものと分かつてゐた可能性が高い。「和漢寄文」の盧草拙の序と、「松宮觀山集」解題(國民精神文化研究所、昭和十年)とによれば、觀山は享保年間に長崎奉行所で勤務した際に唐通事の譯文を蒐集して「和漢寄文」を編んだと分かる。そこに通事譯文以外の羅山撰榜が混入してゐる所以は、卷頭の南蠻醜類榜を主として、その關聯資料として第二に附載したに過ぎない。もちろん唐館前の羅山撰榜は、唐通事譯にならぶ効力を唐人に對して發揮してゐなかつただらうし、觀山もさう看做してゐたから附載となつたのである。盧草拙は通事であり、交遊した觀山はこの認識を通事と共有してゐた筈である。

唐山併各州府

南蠻醜類榜の「唐山併各州府」につき考察する。まづ唐山について。東チャイナ海の海民は、島及び陸地を「山」と呼び習はしてゐた。唐山とは普通はチャイナ大陸を指す。倭山は日本を指す。浙江省の舟山は島名であり、舟山群島には普陀山・大魚山・小魚山・大洋山・小洋山など数多くの島がある。徐波「舟山方言與東海文化」(中國社會科學出版社平成十六年)頁百八十一によれば、舟山群島中では山を以て名づけられた島が最も多いとのことである。同書の李葆嘉序では「島」(たう)の古義は海隅・海曲であつて、海中の洲は古來「山」(さん)と呼ばれたと釋してゐる。香港の行樂地・大嶼山も島であり、琉球の中山・北山(山北)・南山(山南)もこれだらう。朝鮮世宗實錄三十一年(西曆千四百四十九年)九月十九日丙申漢城府尹金何奏天子章に曰く、「本國東西南三面、皆岸大海。倭山對馬・一歧・花加等諸島、羅列海中、群賊滌(倭)忽往來、世為邊患」と。花加は博多すなはち九州島である。他に明人の文集中で、「海氓は島を呼びて山となし、天朝中華をも唐山と呼ぶに至るは荒唐なり」云々との言葉に嘗て関及したことがあるが、遺憾ながら失念してしまつた。

次に州府について。「唐山併各州府」は、【資料一】の和文草案では「唐國並びに諸異國」に作る。「異國」を唐話で「州府」と譯するのは、もちろん中華思想である。長崎唐話には「州府」の語が散見する。

「瓊浦佳話」第三十一丁に「暹羅・咬囉吧・廣東這等州府船」、又卷三第五十七丁に「廣東廣南這等州府船」と有る。

「譯家必備」(唐話辭書類集第五冊)の影印頁二十三、當年通事と船主との對話に「你沒有聽見州府船的消息麼」「說是東埔寨有一隻、暹羅一隻、海南一隻、廣南一隻、港口一隻(小字注：南京船ノコト)、這都是唐山發船去的、今年都要透到(小字注：不殘入津スルコト)。說是這樣說、也不是確實的信。」

同じく「譯家必備」(影印頁四十五)に「無論江浙州府之船、」の語。南山考講記(唐話辭書類集第五冊、影印頁百九十三)に「江浙發、クチシダシ。州府發、ヲクシダシ。」

以上の例から見て、州府とは江浙以外の各地を指す。口仕出しとは口船のこと、奥仕出しとは奥船のことである。唐船は發船地により俗に口船・奥船に分けて呼ばれ、後に兩者の間が中奥船と呼ばれるやうになつた。口船は概ね南直隸(江蘇・浙江)の發だが、福建・臺灣までも含む場合もある。中奥船は概ね福建・廣東・廣南であり、奥船は概ね廣東・廣西・東南アジアだが、史料に散見する者は必ずしも一致しないやうである。元々「奥地」と同様の形容詞であり、初めのうち固定しなかつたのだらう。中奥船は恐らく後起の呼稱である。これら呼稱は後に幕府の貿易上の基準となつたのみならず、譯語の「州府」は華夷思想をも反映してをり、その變遷は一研究課題である。専門家の詳考を待ちたい。

奥地を「州府」と譯したのは、要するに地方といふことである。江蘇省内にも州府は存在するが、州府と呼ばない所以は、明朝では「南直隸」すなはち南の首都圏であり地方では無い

といふ意識の反映である。浙江省は行政上南直隸ではないが、江蘇省南部と同じく吳語地域なので、これも首都圏扱ひである。南蠻醜類榜で唐山を「各州府」と並稱してゐる以上、「各州府」は唐山以外である。しかし唐山以外は外國及び藩屬であつて、皇帝直轄の州府ではない。これを異國と呼ばず「州府」と呼んでしまふのは、要するに中華思想である。このやうな矛盾を含む語が「唐山併各州府」である。

瓊浦佳話の年代

南蠻醜類榜は、實施に付せられて以後どの年代まで使はれてゐたのかを考へてみたい。その史料となるのが「瓊浦佳話」及び「譚家必備」「袖海編」である。

【資料九】の瓊浦佳話は長崎を題材とする白話小説である。題目も叙述形式も「西湖佳話」を範本としてゐる。「西湖佳話」は康熙昭陽赤奮若十二年、西曆千六百七十三年、寛文十三年)自序の刊本が有る(古本小説集成所收、上海古籍出版社平成二年影印)。康熙年間以前に「佳話」を以て名づけた書は他にほとんど無く、著名な「隋唐嘉話」を始めとして多くは「嘉話」である。古音及び今の廣州音で嘉は假攝、佳は蟹攝なので、もともと混淆しないのが通例であり、瓊浦佳話で佳の字を用ゐたのは新出の「西湖佳話」を模した可能性が高い。また瓊浦佳話の卷一は長崎港の開祖長崎甚左衛門が飄然と山水を游玩して長崎港の地を見つけるといふ虚構に始まるが、これも西湖佳話で葛洪が西湖を見つける一節を模倣したものだらう。

【資料九】の二番目は入港二日目の船上の情景である。大桅に掛けて唐人の財副が讀み上げた告示はまさしく南蠻醜類榜そのものを思はせる。その文は引用されないが、次に大頭目(檢使)が言ひ聞かせた言葉は南蠻醜類榜の一部分を口語に譯したに等しい。榜文の朗誦は唐話であり、その次の大頭目の言葉は元々和語である。財副の唐話に崑腔慢調のやうな形容をせず、大頭目の和語にのみかく形容した所以は、清朝人にとつてありふれた唐話の朗誦よりも、罕聞に屬する日本の語調を小説の閱者たる清人に聯想させるためだらう。

「瓊浦佳話」の成立年代は概ね享保四年から七年までの間と推測できる。その材料は概ね四つ有る。第一に、「瓊浦佳話」巻四に唐三箇寺の住持には必ず唐人を招くと書いてあり、過去に唐人を招いてゐたとの書き方ではない。長崎實録大成卷五卷六(活印本頁百十七至百四十七)によれば、三唐寺への唐僧の渡來は元和寛永の間より肇まり、享保七年の大鵬・伯珣兩禪師及び享保八年の竺庵禪師を以て絶える。次任の唐僧招聘の書翰を享保十一年に幕府より清朝三所の寺に送つたが、それに關して享保十三年から十六年まで福州萬福寺で詐欺事件が起こり、また享保二十年には杭州福嚴寺から返翰が届き、餘計の利分を要求したといふ。よつて曰く「年來唐人ども往返偽計にして實義無きゆゑ」招聘のこと「滅却せり」とのことである。このやうに詐欺などの原因で高僧を得られなくなった背景として清朝に於いて臨濟宗法脈が衰微したことが有ると思はれるが、今後考察したい。そして同書によれば、その後は大鵬・伯珣・竺庵三禪師が長崎三唐寺に住持したが、まづ竺庵が去り、次に大鵬が去り、明和二年(西曆千七百六十五年)に最後の伯珣禪師が崇福寺を去り、以後は三寺ともに和僧が監寺したとのことである。監

寺と稱するのは飽くまで代理職の扱ひだらう。このやうに享保末から明和初の間に次第に唐僧を住持に招かない趨勢が明らかになって行つた。従つて瓊浦佳話の成書は明和年間が最下限となるものの、明和よりかなり早い年代と看做すのが妥當である。

さて三唐寺のうち興福寺は享保十九年(西曆千七百三十四年)まで竺庵禪師が住持し、同年以後は和僧が監寺した。興福寺は南京寺とも呼ばれ(長崎實録大成卷五、活印本頁百二十三)、南直隸の蘇州杭州を中心とする呉語地區からの唐人を檀越としてみたので、同地區から來航した小説作者にとつて興福寺の住持不在は大きなことだらう。従つて興福寺の最後の住持が去つた享保十九年(西曆千七百三十四年)より以前に小説が書かれた可能性が最も高く、然らずとしても享保十九年から遠くない年までに書かれた可能性が高い。

第二に、享保十九年より更に前に繰り上げる材料は風説書である。第四十丁至四十四丁には清國で信牌の訴訟を経て久々に入港した享保二年の唐船のことが述べられる。そして第四十五至四十六丁には同年の唐人の風説として享保三年(康熙五十七年、西曆 1718 年)新疆の策旺阿喇布坦の抗戦を康熙第十四皇子胤禛が鎮壓した武功を贊へる。もちろん小説だから虚構は當然で、享保二年と三年の大事を一つの年にまとめて述べたものである。石田義光「小説「瓊浦佳話」解題」(東北大學圖書館「圖書館學研究報告」第一號、昭和四十三年九月、頁二十二至三十三)では阿喇布坦の抗戦を通報する享保六年の風説書を「華夷變態」より引用し、「正徳―享保頃の長崎の唐通事の身邊周圍における話を當時その任か若しくは見習役の立場にあつた唐通事自身の見聞にもとづいて綴つたのが本書であらう」と述べる。十四皇子胤禛は雍正帝の即位前からの政敵であり、享保七年(西曆千七百二十二年)に雍正帝即位の後、軟禁を経て投獄され、享保二十年(西曆千七百三十五年)に雍正帝が崩御して始めて平反された。この期間に胤禛を贊へるのは時宜に合はず、他の唐人に見せるにふさはしくない。従つて享保四年から七年までの間に小説が書かれた可能性が最も高く、或は享保二十年から數年間の可能性も完全には否定できない。

第三に第三十五丁と第七十丁の二處に「正徳年間」の稱が出るが、「享保年間」の稱は通卷これを見ない。これにより享保年間の作と推測できる。

第四に第十三丁には唐館創設以前の事を語つて「那時節還不曾造唐館」(その頃まだ唐人屋敷は設けられてゐなかつた)と言ふ。しかし享保年間の事に關して「那時節」のやうに遠い過去として扱ふ語句は通卷これを見ない。

第五に長崎歴史文化博物館藏寫本「唐通事心得」には「瓊浦佳話」との共通點が極めて多い。まづ「唐通事心得」第六十六丁若い通事の墮落を嘆く部分にほぼ同じ語句が幾つもあること、次に第十至十一丁で大物通事になる困難を強調する部分も字句が類似してゐる。更に「瓊浦佳話」と同じく呉語の特徴が濃厚であること、例へば第四十一丁の「梟十木」は呉語で「めくる」ことを指す(木津佑子『唐通事心得』譯注稿、京都大學文學部研究紀要第三十九號、平成十二年三月、頁一至五十、でこれを搗の誤とするのは誤り。ちなみに同頁の「伏義」も「義に伏して」と譯するが、仗義の誤りである)。及び數十年前に兵器密賣の罪を犯した伊東について述べること、などである。總じて叙述の語氣も極めて相似してをり、ほぼ同一作者と斷定でき

るのみならず、作者の關心事が共通してゐることから、ほぼ同一時期の作と推測できる。そして「唐通事心得」には旭如和尚から「前遭」（前回、先頃）に聞いた話が載つてゐるが、和尚は正徳元年から享保元年まで長崎興福寺を住持し、享保二年（西暦千七百十七年）から四年まで宇治黄檗山を住持した（長崎實録大成卷五、活印本頁百十三及百三十五に見える）。これに據り前引木津「譯注稿」では興福寺在位期間から遠くない頃に「唐通事心得」が作られたと考證した。従つて「瓊浦佳話」も同一人物が遠からぬ享保初葉に作つた可能性が高い。

以上五條を以て瓊浦佳話は享保四年から七年までの成書と推測できる。

作者の身分閲歴を推測する材料もある。第一に、小説は長崎唐館の實情を縷説し、將軍・長崎奉行・唐通事らを贊美し、幕府の法度を厳しく守るやうに閱者をさとしてゐる。しかし長崎奉行を小人に譬へ、將軍吉宗を君子に譬へる記述がある（左註一）から、官吏たる通事の撰である可能性は極めて低い。第二に上記のやうに阿喇布坦や十四皇子に關する風説を事實のまま述べてゐるが、通事の作ならば建前だけでも秘密保持のために少し書き換へる筈である。後述の「譯家必備」がその好例である。第三に文中に吳語特有の音誤が散見する（左註二）。第四に第四十五丁では南京の秀才五名が郷試に合格したことを述べるが、江南郷試に合格する秀才は百名以上の筈だから、五名とは明らかに南京江寧府の秀才である。恐らく作者は鎮江・丹陽附近の生まれで、隣接の大府江寧を熟知し關心を持つてゐたか、或は吳語地區の生まれで南京に長く居住してゐたと思はれる。一般的には前者の可能性が高い。第五に若い唐通事が唐館滞留の不遇の大文人に教へを乞はうとしないことを批判し、目下の長崎で雅俗兼通の大物通事を探さうとしてもほとんど得られないと嘆く（左註三）。恐らくこれは自身の觀察であり、作者は長崎でふる顔に屬し、舊時代の唐通事との交際も有つたと分かる。第六に小説中二箇所崑曲に言及する。崑曲は吳語地區の文人の娛樂である。江東から來航した文人が唐館内で崑曲をたしなまない筈はないが、しかし長崎で崑曲が唱演されたといふ明確な記載はこれまで管見に入らない。唐話辭書にも清俗紀聞にも「崑腔」が有るが、長崎で唱演したといふ記載ではない。崑曲といふものは一地方の曲調といふ社會的地位を超えてをり、崑曲と呼ばれず單に曲と呼ばれることが多いといふのは戲曲史の常識である。そのため崑曲の名を以て長崎史に留まらなかつたと思はれる。日本育ちの唐通事がたとひ崑曲を耳にしても、崑曲といふ呼び名を以てそのメロディーに馴染んでゐた可能性は低い。唐人が來日以前に馴染んでゐた崑曲を例として持ち出した可能性の方が高い。

これらの特徴から、鎮江・丹陽附近の育ちまたは南京居住経験があり吳語を母語とする不遇の文人が、長崎唐館に何度も逗留した経験にもとづき作つたのが「瓊浦佳話」だと推定できる。（木津「譯注稿」では「唐通事心得」の撰者を日本化した唐通事の子孫としてゐるが、根據薄弱なので今後別の機會に反證したい）。當然南蠻醜類榜の禁令を熟知する人物だらう。【資料九】の引文を南蠻醜類榜と比較すると、兩者の内容は概ね一致する（左註四）。ことに「南蠻醜類」の四字は榜文劈頭ゆゑに小説作者の印象に強く留まつてゐたと思はれる。【資料一】から【資料六】までの榜文に「南蠻醜類」の四字は見えない。従つて南蠻醜類榜の文が享保四年から七年までの間に實際に使用されてゐたことがほぼ推定できる。

註一。卷四第七十五丁

「他那各王家、看見將軍老爺如此清廉、不得不清正。正是叫做上行下效、譬如一陣君子之風、吹在小人之草上、怎麼不動。」(各長崎奉行は、將軍がこのやうに清廉なのを見て、清廉にならざるを得なかった。まさしく屬僚を見れば上司が分かるやうに、丁度一陣の君子の風が吹けば小人の草は動くといふものだ。)

註二。吳語の音誤の例。

第十丁 因該(應該) 紂恨(仇恨)。

第十一丁 玲瓏貼透(玲瓏剔透)。

第十三丁 王道吉日(黃道吉日)。

第十四丁 若實爽快(着實爽快)。

第十八丁 是然之理(自然之理)。

第二十一丁 句句有利(有理)。

第二十六丁 各是發船(各自)。

第三十丁 還(違)了國法的人。

第三十七丁 傾籠倒想(箱)。

第四十二丁 不多是辰(時辰)。

第四十三丁 若實(着實)。

第四十四丁 眞到今日進港(正到今日進港)。前の問ひを承けて「丁度」の義。

第四十六丁 名不虛然(名不虛傳)。正命天子(眞命天子)。

第五十丁 是情(事情)。

第五十七丁 因該(應該)。

第六十五丁 是不消說(自不消說)。

第六十六丁 滿臉凍粥(凍^{mo}、霜^{やけ})。

第八十八丁 薄鼻鼻(吳語、多作薄鼻鼻)。

第八十九丁 套價(討價)。

第九十丁 索新(索性)。

第九十三丁 畢竟誰贏誰自輸(誰是輸)。醒世恆言「陳多壽生死夫妻」の詩句。

註三。卷三第六十四至六十五丁、

「學通事們到館中值日、像箇在學堂裏一般、……目今世上的後生人家、擔了箇讀書的虛名、不去務本、……唐山說話竟說不清、……把這許多好先生、瞎七瞎八、當面錯過了、不去請教、豈不可惜。」(稽古通事らが唐館で當直するのは、學校にゐるやうなものだ。現今世間の若者は、勉強の虚名を背負ひながら本業に勤しまない。……唐話がうまく話せない。……多くの良い先生を目前に逸してしまひ、教へを請はない。惜しいことだ。學通事は稽古通事の譯。通航一覽

卷二百四、活印本頁三百十至三百十一などに屢見。）

「目今長崎、要一箇文武兼全の大通事、竟像箇篩眼裏隔出來的一般、着實難得」（目下長崎で一人の文武兼備の大物通事を求めるならば、篩の目に残し取る程に難しい。篩眼は原寫本で篩眼に作るが、卷四第九十一丁で篩眼に作る。「醒世恆言・張廷秀逃生救父」及び「唐通事心得」にも同句が見える。）

註四。

佳話「外國之人、聚將攏來」、南蠻醜類榜「輻輳長崎、計已有年」

佳話「改頭換面、溷雜而來」、南蠻醜類榜「誘學唐話、使着唐衣、混載而來」

佳話「南蠻醜類、敗壞綱常」、南蠻醜類榜「南蠻醜類」「煽惑惑民、倡邪逆正」

佳話「或者南蠻和尚・南蠻人、或者天主教的书帶來、須要速々報出來」、南蠻醜類榜「密附妖書器物之類、隱藏載至」「宜當速首」

佳話「本人何消説、連累通船人衆、一體問成大罪」、南蠻醜類榜「不獨誅其原惡、禍延船衆、合行同罪。」

譯家必備の年代

南蠻醜類榜を載せる「譯家必備」第二卷「唐船進港」章（影印頁二十至六十三）は一隻の唐船が長崎に入港し、役人の検査を受ける際、船主と通事とが交はした對話である。章の内容次第は下の通り。番號はいしみが附す。一、甲子年十六番船入港、船主游大財。二、積載禽獸椅桶（香木）一覽。三、南蠻醜類榜。四、水菜單（薪水食糧一覽）。五、正徳新例内二十條。六、新論。七、遵依の甘結（誓約）。八、風説糾し。九、問訊存案。十、貨冊（貨物一覽）。十一、人名冊。

「譯家必備」の成立年代は、長澤規矩也「解説」によれば靜嘉堂文庫藏本の末に識語あり曰く「譯家必備全部、予祇役于長崎、使譯司抄寫之、藏一本於家塾。寛政七年八月、近藤守重」と。これにより全書は寛政七年（西暦千七百九十五年）までに成ったと知られる。そして奥村佳代子「『譯家必備』とその語彙について」（平成十六年、關西大學中國文學會紀要第二十五號、第十七頁）では第一章「初進館」に出る乾隆南巡の話題に基づき、乾隆十八年（寶曆三年、西暦千七百五十三年）以後の成書と考察した。但し「譯家必備」全部が「唐船進港」章と同時に成ったといふ保證は無いので、南蠻醜類榜の有効年代を推定する上では「唐船進港」章の年代を特に考へる必要が有る。「唐船進港」章が成った時点では南蠻醜類榜は有効だった筈である。なぜなら通事の教本といふ性質上、改正後失効した舊法令をわざわざ使ふ可能性は低い。

右奥村論文によれば、靜嘉堂文庫藏本には「唐船進港」章を含むとのことなので、寛政七年までに章が成ったことがまづ分かる。これは下限である。凡そ史實を論じる際、年代が早いことを考察するならば下限を確定する必要が有り、年代が晚いことを考察するならば上限を確定する必要がある。いま南蠻醜類榜の有効年代の最後を考察するためには上限を確定せねばならない。

まづ年代の上限をゆるやかに示すのは、「唐船進港」章内所引の二十條の定令である。これは所謂正徳新例のうち、正徳五年三月の「譯司與唐商條約」及び同年八月二十五日の論文二通（和漢寄文卷一、活印本頁百七至百十七）をほぼ原文のまま若干條を除き列擧したものである。「唐船進港」章が正徳五年以後に成ったことは論を待たない。

第二の上限は、通事中の「風説定め役」の廢止年である。「唐船進港」章に曰く「従前問信是、我們同僚裡頭有箇問信通事、幾年前除去了、這箇缺再不補。叫我們做當年的兼官」（従前風説定めをするには我々の同僚中に「風説糺し通事」が有ったが、幾年か前に廢止され、缺を補ふことは無くなり、我々年番通事に兼職させてゐる）と。「譯司統譜」（長崎縣史、活印頁五百九十八）によれば、寛延二年（西暦千七百四十九年）二月三日より通事中の風説定め役は廢止され、年番通事との掛け持ちとなつた。それが「幾年前」だから、ほぼ十年内だらう。従つて「唐船進港」章は寛延二年から十年後の寶曆九年（西暦千七百五十九年）までに成つたと分かる。

第三に「唐船進港」章内の貨物目録には、錢泰來といふ荷主の受注（遵依）品が見える（影印頁五十九）。「長崎實録大成」卷十二（活印頁三百三）にも寶曆六年（西暦千七百五十六年）の乍浦船の荷主として同じ錢泰來の名が見える。これにより貨物目録を寶曆六年のものとすることは出来ないが、それに近い年度である可能性が高い。

以上三點よりも更に明確に年代を示すのが、「新論」である。「唐船進港」章所引の「新論」に曰く、

「一、前論唐船進港之數、溢出拾五艘外者、列爲後年之番。向後無論幾艘、進港者皆列本年之番。但准令貿易者、拾五艘爲限。其餘可俟後年貿易。…（中略）…右論已經前年所示、今爲改革、可照此論知悉」と。

（訓讀…前に論す、唐船進港の數、拾五艘外に溢出する者は、列して後年の番と爲すと。向後幾艘なるを論する無く、進港する者皆な本年の番に列す。但し貿易を准令する者は、拾五艘を限りと爲す。其餘は後年を俟ちて貿易すべし。…（中略）…右論、已に前年に示す所を経たり。今改革を爲す、此の論に照らして知悉すべし）。

これと同文が長崎歴史文化博物館藏「唐人屋敷唐船取締書類二關スル書類」（平成九年長崎縣教育委員會編刊「長崎奉行所關係文書調査報告書」内「長崎縣立圖書館所藏資料」目録千二百二十五番）にも見え、末尾には癸酉四月と署する。癸酉は寶曆三年（西暦千七百五十三年）であり、實録大成及び古今集覽でも寶曆三年及び四年に十五艘を大きく超えて入港したことが確認できる（下表）。「唐船進港」章の對話ではこの論を「新論」と呼んでゐるので、寶曆三年から數年の内に章が成つたと分かる。その後、明和二年（千七百六十五年）に隻數を十三隻に制限する（こ）とが實録大成・古今集覽（活印頁四百三十四）に見えて、明和元年まででこの新論は失効する。

左は延享から安永までの唐船逐年入港數である。長崎實録大成卷十六・續長崎實録大成卷十・長崎古今集覽卷十三より抄録した。

延享元年二十艘。延享二年二十艘及び迎へ船一艘。延享三年至四年各十艘及び迎へ船各一艘。寛延元年十二艘及び迎へ船一艘。寛延二年十三艘及び番外船一艘。

寛延三年十艘及び迎へ船一艘。寶曆元年十一艘。寶曆二年十五艘。寶曆三年二十五艘。

寶曆四年二十四艘。寶曆五年十二艘。寶曆六年七艘及び破船一艘。寶曆七年十二艘。

寶曆八年十四艘。寶曆九年十八艘、うち番外船二艘。寶曆十年至十一年各十二艘。

寶曆十二年十五艘。寶曆十三年十三艘、うち二艘込め船二艘。

明和元年十四艘、うち二艘込め船一艘。明和二年至三年各十二艘、うち二艘込め船各二艘。

明和四年十三艘（但し長崎古今集覽に記載無し）。明和五年九艘。

明和六年至安永九年各十三艘（但し安永三年は長崎古今集覽に十四艘に作る）。

これを見れば明和二年以後は毎年入港数が十三隻以内であり、明和二年の制限の効力を確認できる。従って「唐船進港」章は寶曆三年（西曆千七百五十三年）から數年内、晚くとも明和元年（西曆千七百六十四年）までの間に成り、少なくとも寶曆三年までは南蠻醜類榜が施行中であつたと分かる。これは前述の乾隆帝南巡の年代ともほぼ符合する。

以上で「唐船進港」章所載南蠻醜類榜の有効年代がほぼ明らかになったが、それを否定すると疑はれる痕跡も幾つか有る。しかし良く見ると矛盾が多く、寶曆三年を否定する材料にはならないので、以下にそれを條述する。

一、甲子年の矛盾。

「唐船進港」章の對話の一方を演じる船主は、一章の發端では甲子年の廣東の游大財であるが、末尾では寅年の廈門の高隆元となつてゐる。對話内では游大財の船が十七日に長崎港に這入り、その三日後の十三日に荷揚げする。これら干支及び日づけは事實に基づくものでないことがすぐに分かる。

甲子年を正徳新例以後寛政七年以前に求めると、清朝乾隆九年甲子（延享元年、西曆千七百四十四年）に當たる。對話中に風説糾しが有り、船主が前年からの四川の苗民の抗戦を報告し、清廷は鑲紅旗下の雅爾豁を經略に任命して短期間に彈壓したと稱する。清朝史を検するに雅爾豁といふ人物は得られず、また乾隆八年九年の間にも四川に大規模な抗戦は無い。その後數年にこれを求めれば、寛延二年己巳（乾隆十四年、西曆千七百四十九年）に大臣傳恆が苗民を鎮壓した經過がこれに類似してゐるが、風説と完全には一致しない。寛延二年の清朝風説を寶曆三年頃に少々作り變へて使用したものと思はれる。

二、壬子年の矛盾

章内には入港船の財副（筆記勘定役）が風説の確認書を作る箇所がある。曰く、

「船主一頭説話、財副乙頭展開了問訊存案、寫道『丑年第五番東（別本に南に作る）京船主張金來、通船人衆共六十三人。于去歲十一月初六日、由上海開駕、在洋中遇颶、飄至五嶋地方。于十二月初三日擡出、至正月二十日收入長崎港。所帶信照是李昌運名下、壬子年當番、代彼帶來。』（中略）…一、船主張金來係乙亥年二番船主。一、所駕本船係丁卯年七番船。』

（船主が話をしつつ、財副が風説記録をひろげ、書いて曰く、（以下訓讀）『丑年第五番南京船主張金來、通船の人衆、共じて六十三人なり。去歲十一月初六日に於いて、上海より開駕し、洋中に在りて颶に遇ひ、飄ひて五嶋地方に至る。十二月初三日に於いて擡き出し、正月二十日に至つて長崎港に收入す。帶ぶる所の信照は是れ李昌運の名下にして、壬子年に番に當り、彼に代りて帶び來たる。』（中略）…一、船主張金來は乙亥年二番船主に係る。一、駕する所の本

船は丁卯年七番船に係る』と。信訃兩字は日本慣用音及び現代北方官話で別音だが、切韻系統及び吳語では同音なので、問訊は問信すなはち風説糾しのこと。）

この壬子を正徳五年と寛政七年の間に求めると、享保十七年(西暦千七百三十二年)または寛政四年(西暦千七百九十二年)の可能性が考へられる。もし享保十七年ならば、丑年は享保十八年癸丑であり、その前の乙亥は元禄八年(西暦千六百九十五年)である。「唐船進港回棹録」には享保十七年三十六隻及び十八年二十八隻の全船主名が記録されてゐるが(船隻数は長崎實録大成卷十一、活印本頁二百六十八至二百六十九及び長崎古今集覽卷十三、活印頁四百二十六でも確認できる)、張金來の名は無い。或は寛政四年壬子(西暦千七百九十二年)だとすると、張金來は寶暦五年乙亥(西暦千七百五十五年)に副船主として、更に寛政五年癸丑(千七百九十三年)に船主として入港したといふことになる。しかし「割符留帳」(關西大學活印本頁二百六十一。底本は長崎歴史文化博物館蔵)によると、寛政五年癸丑の五番船主は沈敬瞻である。従つて張金來に関する問信存案は事實を完全に反映してはゐないと分かる。また丁卯年から壬子年まで四十五年、乙亥年からは三十七年を経てゐるのも疑はしい。

このやうに干支や人名などが悉く矛盾してゐる原因は、恐らく唐人風説關聯情報は秘密を保持すべき建前なので、教本に使用する上で少しづつ書き換へたものと思はれる。その前提の上でこの書を見なければ誤解を産む。私が初めて閲した時、章の前半の入港船主が游大財なので、後半張金來の「問訊存案」まで閲し至り、古い風説記録を財副が閲覽するといふ場面設定と思つた。しかし干支や人名等が故意に矛盾させると氣づいて見直すと、問信存案はその場で入港船の財副が書く設定だと合點が行つたのである。

松浦章「清代海外貿易史の研究」(朋友書店平成十四年發行)頁三百六十八では、問訊存案の後ろ(影印頁五十三)に載る貨物目録を張金來の寶曆七年丁丑のものとするが、その根據にも疑義が有る。矛盾を前提とすれば、貨物目録の主は游大財とも張金來とも高隆元とも受け取り得るし、三名以外の可能性も有る。また張金來は信牌當番の壬子年の十一月に上海を出て翌丑年の正月に長崎に入つたといふ設定だから、丑年は癸丑であつて寶曆七年丁丑ではない。ただし壬子といふ干支がそもそも事實と認定し得ない上に、他の部分に寶曆年間の材料が多いこと前述の通りなので、張金來も寶曆七年前後の船主であつた可能性が無いわけではない。

三、一船限定銀額

前述の正徳新例による二十條のうち第一條には左のやうな各港限定銀額を載せる。

南京・寧波・占城・東京・東埔寨ともに九千五百兩、

臺灣六千五百兩、厦門一萬一千兩、廣東一萬三千五百兩、

廣南八千五百兩(別本に従ふ)、暹羅・咬[口留]吧一萬五千兩。

これと一致するのは長崎會所五冊物第二「唐船商賣物元拂等大意譯書附」(長崎縣史第四冊頁三十至三十一)の「御定高」の條に載せる正徳五年取り決めの貫目數で、

南京・寧波・東京・占城・東埔寨九十五貫目、

臺灣六十五貫目、厦門百十貫目、廣東百三十五貫目、

廣南八十五貫目、暹羅・咬[口留]吧百五十貫目

となつてゐる。「憲教類典」に曰く「唐ノ九千五百兩ハ日本ノ九十五貫目ナリ」と。卷二之十二、影印頁五百三十八。昭和五十九年汲古書院發行)。そして同條でこの銀額は寛延二年(西暦千七百四十九年)を以て停止し、新たに厦門・南京・寧波ひとしく百十貫目に改定したと言ふ。この寛延二年改定の各港新銀額は貿易史上の大事として知られるから、「唐船進港」章は寛延二年以前の失効定令を實曆年間以後に記載したものだといふことになり、南蠻醜類榜の効力まで疑はれることになつてしまふ。「譯家必備」の「開船搬庫領牌」章にも、

「新例以來、無論什麼港門的牌照、在浙江地方發來的船是總照厦門銀額、給他做生意」

(寛延の新例以來どの港の信牌でも、江蘇浙江からの發船は總て厦門の銀額で商賣させてゐる)と言ひ(活印頁二百三十三)、寛延改定前の銀額は失効してゐる。しかし同章に載せる甘結には

「玖千伍百兩、載在牌上之額。壹千伍百兩、准厦門補額。」(活印頁二百三十四)

(玖千伍百兩、載せて牌上に在るの額なり。壹千伍百兩、厦門に准じて補ふ額なり)

と有り、九千五百兩を原則としつつ厦門に準じるのが運用の實際である。そこで信牌の原物及び寫片を集めると、確かに寛延二年以後も口船九千五百兩の原則を維持してゐたことが分かる。今回寓目し得た信牌は左の諸種である。(上より順に發給年月、受給者、出處。)

享保十二年二月二十二日 南京船主吳送觀。通航一覽卷二百二十六、活印第六册、頁三十六。

享保十三年一月一日 寧波船主黃煥章。長崎歴史文化博物館藏。

享保十八年二月八日 南京船主費公望。津田繁二舊藏、史料美術大觀所載。

寛延元年十二月十六日 寧波船主周長茂。長崎歴史文化博物館藏。

寛延二年十二月二十八日 南京船主余德輝。憲教類典二之二十二、影印頁五百三十二。

明和二年九月十九日 南京船主武豐芭。長崎歴史文化博物館藏。

明和七年三月十五日 寧波船主鄭朗伯。通航一覽卷二百二十六、活印第六册、頁九。

寛政三年二月二十八日 南京船主錢豫來。長崎古今集覽、活印頁三百十八。

寛政五年三月十三日 厦門船主程榮春。割符留帳、關西大學活印本。

天保二年四月十六日 厦門船主吳春軒。割符留帳、關西大學活印本。

文化十二年 寧波船主楊敦素。割符留帳、關西大學活印本。

安政四年八月三十日 南京船主楊敦厚受給。長崎歴史文化博物館藏。

これらのうち厦門の限定銀額はともに一萬一千兩で、南京寧波の限定銀額は全て九千五百兩である。

また「割符留帳」(關西大學活印本。底本は長崎歴史文化博物館藏)の信牌發給記録の銀額も、文化十二年から文久元年まで寧波・南京・元和(蘇州)・上海ともに九十五貫目、厦門百十貫目で統一されてゐる。また同書末尾の「番外船割符帳」に載せる寛政五年・十一年・享和元年・三年・文化八至十年の番外信牌記録の銀額も基本は同じだが、ただ享和元年・三年に厦門牌百十五貫目の記録が三回有る。これは番外なので基準とならない。(文久元年については松浦章「江戸時代唐船による日中文化交流」所收「長崎唐船主から華商へ」及び「ジャーディン・マゼソン商會と日清貿易」を参照、思文閣平成十九年。)

また文化八年松浦陶自序の長崎古今集覽卷十三(活印頁三百七十一至三百七十二)にも「唐

船進港」章とほぼ同じ限定銀額を載せる。長崎古今集覽は史料を採拾して編んだ書なので、文化八年にこの銀額がなほ施行中だったとは限らないが、それでも信牌と併せれば一つの補證とすることはできる。

以上により、「唐船進港」章の銀額が寶曆年間にも當て嵌まることが分かるので、同時點に於ける南蠻醜類榜の有効性を否定する材料にはならない。

ちなみに「和漢寄文」巻一に載せる正徳新例の限定銀額は

南京・寧波一萬九千兩、臺灣一萬三千兩、厦門二萬二千兩、廣東二萬七千兩(活印頁百九)

である。半額にすると「譯家必備」「長崎古今集覽」及び信牌の限定銀額になる。これは享保四年に新銀換算で半減した數値に據るものである。「長崎實録大成」卷十一「唐船入津竝雜事之部」の享保四年の條(活印頁二百六十四)に曰く、「是迄商賣高、四ツ積リノ處、向後新銀半減積ニ相定ラル」と。「通航一覽」卷百六十「歲額船隻并金銀銅錢」の享保四年の條(活印頁三百二十二)にもこの語を載せる。この半減は貿易史上に新銀換算として論及される。

袖海編の年代

【資料十一】の「袖海編」の撰者汪鵬は竹里と號し、長崎に來航した文人として著名である。卷前に識語あり、「乾隆甲申重九日、竹里漫識于日本長崎唐館」と署する。甲申は乾隆二十九年すなはち本朝明和元年(西曆千七百六十四年)である。榜文がこの頃にも用ゐられてゐたと分かる。「丁寧すること再びに至る」のだから林羅山の短い榜文ではなく、興福寺藏榜と南蠻醜類榜とのどちらかの可能性が高い。もちろん寛永十九年よりも晚い延寶三年の南蠻醜類榜がその後も用ゐられてゐたと看做すのが自然である。寶曆年間前後まで用ゐられてゐたことは「譯家必備」によつて分かるので、寶曆の少し後に來航した汪鵬の言ふ所の告示も南蠻醜類榜である可能性が極めて高い。

長崎縣史 309 頁に汪鵬袖海編の活字足本あり。

延寶三年から寶曆年間まで、状況に應じて文面を變更しなかつたわけを考へるならば、禁教政策は幕初に酷烈を極めたものの後には緩やかになつたため、舊文を例襲するだけで濟んだのだらう。幕府禁教の緩和については大橋幸泰著「キリシタン民衆史の研究」(東京堂出版、平成十三年)などに見える。現在でも長崎では多數の隠れキリシタン後裔に出逢ふので私は來崎當初訝しく思ったのだが、それはきつと幕府の寛容な政策の賜だらう。

幕末以後

次にこの榜文が何故大浦天主堂附設羅甸神學校に藏せられてゐるのか考へてみたい。

山悌二郎脇「長崎の唐人貿易」(吉川弘文館昭和三十九年)及び菱谷武平著書「長崎外國人居留地の研究」(九州大學出版會平成元年)などによれば、安政開國以後の長崎唐人貿易は、舊來の信牌唐船と外夷(西洋)附屬唐人との二形態が竝行してゐたといふ。安政以後のキリスト教

の情勢は、開國とともに繪踏みを廢止しながら、禁教令は解かれず、明治初年にかけて浦上四番崩れが起こった。明治四年には中村正直が西洋人の口に擬して「獨有不曉者焉、何以異教之禁至今未除耶。」(「擬泰西人上書」、敬宇文集卷一頁七、明治三十六年吉川弘文館版)と嘆いた。そして明治六年に禁教制札を廢する令が發せられたが、解禁を宣言したわけではなかった。従つて安政以後の信牌唐船の入港に際しては依然南蠻醜類榜が讀み上げられ、最後の信牌唐船の入港まで續き、そのまま唐通事會所に保管されたと推測される。松浦章「江戸時代唐船による日中文化交流」(平成十九年思文閣)所収「ジャーディン・マゼソン商會と日清貿易」(頁三百四十五)では「割符留帳」に基づき、最後の信牌唐船入港が安政六年(西曆千八百五十九年)で、翌々年の文久元年(西曆千八百六十一年)に英國船籍の唐人信牌船が入港し、唐人信牌貿易がこれを以て終りを告げたことを論じる。最後の英國船籍の唐人船上でも原則として禁教榜の讀み上げが行なはれた筈だが實際のところは分からない。

そして幕府瓦解以後、長崎奉行所・長崎會所の文書類は長崎縣・長崎市の所管を経て大半が現在の長崎歴史文化博物館に歸した(「長崎奉行所關係文書調査報告書」所収中村實「總説」頁十四、平成九年、長崎縣教育委員會)。獨り「南蠻醜類」榜のみ大浦天主堂に歸したのは何故か、以下に想像して見よう。前述の寛文年間の記載から見て、榜木は平時唐通事會所に藏せられてゐたと思はれる。そして信牌貿易停止及び幕府瓦解以後、唐通事會所の榜木は唐通事の手渡し易い狀況が有つただらう。また蘭通事の本木氏が舶來の活版書に最も早く接觸できたと同様に、唐通事の家でも舶來の漢文キリスト教書を早くから目にする機會が有つた筈である。活水女學校の最初の神學生が唐通事官梅林氏の能といふ婦人であつたことは活水校史の開卷第一に述べられるが、官梅能は恐らく家庭環境ゆゑ信仰に這入り易かつたのである。官梅林氏の祖先は著名な元祿年間の大通事林道榮(號官梅)で、その家系はかなり裕福だつた。幕末唐館衰退期に唐人中の富裕者が「外夷附屬」となつて西洋人を利用する商取引に向かつた経過は、前記菱谷武平「長崎外國人居留地の研究」で詳しく研究されてゐる。官梅林氏は二百年前から日本人だが、富裕な唐人と實際のある家庭環境であり、漢文譯書が身近だつたのみならず、西洋文明の信奉者にもなり易かつた筈である。官梅能がプロテスタントを信仰したのは富裕層の人脈として有り勝ちなことだが、他の唐通事中にカトリック信仰に這入つた人物が有つたと假定すれば、その人物が禁教時代の紀念物として榜木を大浦天主堂に持ち込んだ可能性を想像できる。或は贖罪の目的で持ち込んだかも知れない。當時のカトリック信徒はほとんどみな隠れキリシタンばかりだつたから、中にもし唐通事家系の人物が紛れ込んでゐれば、信仰するに至つた経過は考察に値ひする。また唐通事會所が幕末に解散するに當つて書類や所有物がどう處理されたかも知る必要が有る。長崎學専門家の研究を待ちたい。

(終)